

令和7年度

(2025年度)

当初予算案及び

主要施策の概要



甲良町

目 次

I. 総括	1
II. 当初予算会計別総括表	2
III. 一般会計予算の状況	3
1 歳入（款別）	3
2 歳入（性質別）	4
3 歳入の主な増減理由	5
4 歳出（款別）	9
5 歳出（性質別）	10
6 歳出の主な増減理由	11
IV. 基金残高見込み	15
V. 地方債残高見込み	15
VI. 特別会計予算の状況	15
◎国民健康保険特別会計	16
◎後期高齢者医療事業特別会計	17
◎介護保険事業特別会計	18
◎墓地公園事業特別会計	19
◎下水道事業会計	20
◎水道事業会計	21
VII. 各課運営方針	22
◎議会事務局	23
◎会計室	24
◎総務課	25
◎企画監理課	26
◎税務課	27
◎住民人権課	28
◎保健福祉課	29
◎産業課	31
◎建設水道課	32
◎長寺地域総合センター	33
◎呉竹地域総合センター	34

◎教育委員会事務局（教育総務課）	35
◎教育委員会事務局（学校教育課）	36
◎教育委員会事務局（社会教育課）	37
Ⅳ. 主要施策の概要（令和7年度新規重点事業）		38
1 新規重点事業一覧	38
2 新規重点事業計画書	39
◎第2款 総務費	40
◎第3款 民生費	47
◎第4款 衛生費	53
◎第7款 商工費	57
◎第8款 土木費	59
◎第9款 消防費	62
◎第10款 教育費	66
◎下水道事業会計	74
◎水道事業会計	75
《 参考資料 1 》『財政用語の説明』		76
《 参考資料 2 》令和7年度予算編成方針		79

I. 総括（予算編成方針）

令和7年度予算については、寺本町長が令和6年10月18日付甲良町訓令第33号（以下「予算編成方針」という。）を発出した（参考資料2「令和7年度予算編成方針」参照）。

この予算編成方針で示した5つの方針と4つの重点事項により予算の編成にあたるという指示を出し、各所属で必要事業費を算定して予算要求が行われました。

この4つの重点事項とは、次のとおりである。

1) 災害に強い町づくり

近年は、気候変動に伴う、自然災害の激甚化・頻発化により災害対応や危機管理の向上がもためられている。本町においても地震への備え、また地球温暖化の影響などによる風雨や大雪への備えが必要である。

2) 人口減少、少子高齢化対策

甲良町は、令和4年4月1日に「過疎地域」に指定された。住民が生活を維持し、まちを存続・発展させるため、AIやICT等の先進技術を積極的に導入・活用し、省力化を実践することにより、人口減少の中にあっても住民にとって安心して住みやすい地域社会を築き、加えて、住民一人ひとりが主体的に活躍し、皆で協働することにより、住む人が愛着を感じられる持続発展的なまちづくりの実現をめざす。

3) 農業、建設業（基幹産業）への実情に応じた支援

農業においては、後継者や新規就農者の確保、稼げる農業の構築が今課題となっている、建設業においても、経営の強化支援や人材確保を含めた事業継承の課題などがあり、原材料や燃料高騰のなか、町の基幹産業をいかに支援するかを検討していく必要がある。

また、定住を支える基盤の確保するため、企業誘致活動の再構築、加速化が必要となる。

4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

スマートフォンの普及率が急上昇し、1人1台の時代が到来しそうななか、これらの機器を用いて誰にでも便利で負担の少ない各種手続き等を構築していく必要がある。これについては、情報格差により恩恵を受けられない方々への対応も含んだ、人に優しいデジタル化を考える必要である。

編成過程においてはこれらの方針により、重点実施する事業や、新たに実施を決定したものなど計36事業（38ページ以降参照）を選定し、優先して予算化を行った。

その他の事業に関しても、必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分するように当初予算を編成し、主たる財源となる町税や他の自主財源に乏しい状況は依然として続き、地方交付税や国県支出金に頼っており（4ページ参照）、財政調整基金についても約2億2,000万円の取崩しをせざるを得ない状況である。

今後も、諸課題の解決や高度化・複雑化する行政課題に対して、日々変化する生活環境や価値観の多様化の状況を的確に捉えつつ、持続可能となる行財政運営のため健全化に取り組み、より一層効率的で効果的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めている。

令和7年3月6日

甲良町長 寺本 純二

Ⅱ. 当初予算会計別総括表

令和7年度の予算規模は、一般会計と2つの企業会計を含む6つの特別会計を合わせた総額は歳出ベースで73億5,471万9千円となり、令和6年度当初予算の総額71億746万8千円に比べ2億4,725万1千円、3.5%の増となっています。

増額の要因としては、一般会計においては、給与に関する制度改正や人員数の精査により人件費が約1億円増加したことに加え、防災機能等を含む新庁舎整備にかかる基本計画や地域防災計画の更新業務、人口減少、少子高齢化対策として住宅用地確保事業、自治体システム標準化に関するシステム構築・整備業務などにより物件費が約6,300万円が増となったことなどによります（各款ごとの増減については歳入は3ページ以降、歳出は9ページ以降を参照）。

(単位：千円、△減、率%)

会計・区分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一般会計		4,343,329	4,182,704	160,625	3.8
特別会計	国民健康保険特別会計	925,892	917,356	8,536	0.9
	後期高齢者医療事業特別会計	104,408	100,622	3,786	3.8
	介護保険事業特別会計	1,054,862	939,608	115,254	12.3
	墓地公園事業特別会計	1,925	1,130	795	70.4
特別会計予算合計		2,087,087	1,958,716	128,371	6.6
公営企業会計	下水道事業会計	647,296	652,258	△ 4,962	△ 0.8
	収 益	313,880	334,512	△ 20,632	△ 6.2
	資 本	333,416	317,746	15,670	4.9
	水道事業会計	277,007	313,790	△ 36,783	△ 11.7
	収 益	174,936	163,300	11,636	7.1
	資 本	102,071	150,490	△ 48,419	△ 32.2
	公営企業会計予算合計	924,303	966,048	△ 41,745	△ 4.3
総 予 算 合 計		7,354,719	7,107,468	247,251	3.5

※公営企業については、収入支出が同額でないため、支出ベースで記載。

Ⅲ. 一般会計予算の状況

1 歳入（款別）

（単位：千円、△減、率％）

款	令和7年度		令和6年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 町税	836,128	19.3	849,194	20.3	△ 13,066	△ 1.5
02 地方譲与税	35,468	0.8	34,941	0.8	527	1.5
03 利子割交付金	120	0.0	411	0.0	△ 291	△ 70.8
04 配当割交付金	3,990	0.1	4,278	0.1	△ 288	△ 6.7
05 株式等譲渡所得割交付金	6,450	0.1	3,796	0.1	2,654	69.9
06 法人事業税交付金	15,217	0.4	19,177	0.5	△ 3,960	△ 20.6
07 地方消費税交付金	144,853	3.3	134,079	3.2	10,774	8.0
08 環境性能割交付金	6,033	0.1	4,873	0.1	1,160	23.8
09 地方特例交付金	1,970	0.0	15,994	0.4	△ 14,024	△ 87.7
10 地方交付税	1,851,000	42.6	1,748,000	41.8	103,000	5.9
11 交通安全対策特別交付金	779	0.0	770	0.0	9	1.2
12 分担金及び負担金	9,268	0.2	8,520	0.2	748	8.8
13 使用料及び手数料	18,208	0.4	18,479	0.4	△ 271	△ 1.5
14 国庫支出金	501,257	11.5	534,210	12.8	△ 32,953	△ 6.2
15 県支出金	263,746	6.1	252,105	6.0	11,641	4.6
16 財産収入	5,400	0.1	6,483	0.2	△ 1,083	△ 16.7
17 寄付金	22,100	0.5	50,100	1.2	△ 28,000	△ 55.9
18 繰入金	308,006	7.1	180,893	4.3	127,113	70.3
19 繰越金	40,000	0.9	40,000	1.0	0	0.0
20 諸収入	93,436	2.2	99,454	2.4	△ 6,018	△ 6.1
21 町債	179,900	4.1	176,947	4.2	2,953	1.7
町債のうち臨時財政対策債	0	0.0	6,447	0.2	△ 6,447	△ 100.0
合計	4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

款別歳入の主なもの

【町 税】 住民税や固定資産税など町民の皆さんなどから納めていただく税金

【地方譲与税】 国が徴収した税金（揮発油税や重量税等）の一部が一定割合で配分されるお金

【法人事業税交付金】 県の法人事業税の一部が交付金として配分されるお金

【地方消費税交付金】 消費税のうち、地方税である税収分の一部が町に配分されるお金

【環境性能割交付金】 県の自動車税環境性能割の一部が交付金として町に配分されるお金

【地方交付税】 使い道について制限を受けない、団体規模に応じ国が交付するお金

【分担金及び負担金】 事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて利用者が負担するお金

【使用料及び手数料】 町の施設を利用した人や住民票・各種証明書を発行した人が支払うお金

【国庫支出金】 特定の事業に充てるための国から交付されるお金

【県支出金】 特定の事業に充てるための県から交付されるお金

【繰入金】 町の貯金（基金等）を取り崩して使うお金

【諸収入】 他の収入科目に含まれないもので、延滞金やその他諸々のお金

【町 債】 資金調達のための借入金

2 歳入（性質別）

◎一般財源と特定財源

（単位：千円、△減、率％）

区 分		令和7年度		令和6年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
一般財源	町税	836,128	19.3	849,194	20.3	△ 13,066	△ 1.5
	地方交付税	1,851,000	42.6	1,748,000	41.8	103,000	5.9
	譲与税及び県税等交付金	214,880	4.9	218,319	5.2	△ 3,439	△ 1.6
	繰入金(財政調整基金)	219,178	5.0	69,927	1.7	149,251	213.4
	繰越金	40,000	0.9	40,000	1.0	0	0.0
	町債（臨時財政対策債）	0	0.0	6,447	0.2	△ 6,447	△ 100.0
	その他	22,791	0.5	13,602	0.3	9,189	67.6
	計	3,183,977	73.3	2,945,489	70.4	238,488	8.1
特定財源	国・県支出金	764,997	17.6	786,303	18.8	△ 21,306	△ 2.7
	繰入金	88,828	2.0	110,966	2.7	△ 22,138	△ 20.0
	寄付金	22,000	0.5	50,000	1.2	△ 28,000	△ 56.0
	町債	179,900	4.1	170,500	4.1	9,400	5.5
	その他	103,627	2.4	119,446	2.9	△ 15,819	△ 13.2
	計	1,159,352	26.7	1,237,215	29.6	△ 77,863	△ 6.3
合計		4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

◎自主財源と依存財源

（単位：千円、△減、率％）

区 分		令和7年度		令和6年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
自主財源	町税	836,128	19.3	849,194	20.3	△ 13,066	△ 1.5
	分担金及び負担金	9,268	0.2	8,520	0.2	748	8.8
	使用料及び手数料	18,208	0.4	18,479	0.4	△ 271	△ 1.5
	財産収入	5,400	0.1	6,483	0.2	△ 1,083	△ 16.7
	寄付金	22,100	0.5	50,100	1.2	△ 28,000	△ 55.9
	繰入金	308,006	7.1	180,893	4.3	127,113	70.3
	繰越金	40,000	0.9	40,000	1.0	0	0.0
	諸収入	59,448	1.4	61,824	1.5	△ 2,376	△ 3.8
	計	1,298,558	29.9	1,215,493	29.1	83,065	6.8
依存財源	地方譲与税	35,468	0.8	34,941	0.8	527	1.5
	県税等交付金	179,412	4.1	183,378	4.4	△ 3,966	△ 2.2
	地方交付税	1,851,000	42.6	1,748,000	41.8	103,000	5.9
	国・県支出金	765,003	17.6	786,315	18.8	△ 21,312	△ 2.7
	諸収入	33,988	0.8	37,630	0.9	△ 3,642	△ 9.7
	町債	179,900	4.1	176,947	4.2	2,953	1.7
	計	3,044,771	70.1	2,967,211	70.9	77,560	2.6
合計		4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

3 歳入の主な増減理由

一般会計当初予算における歳入増減の主なものは、以下のとおりです。

(単位：千円、△減、率%)

①町税

主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
町税総額		836,128	849,194	△ 13,066	△ 1.5
町民税	個人町民税	263,114	277,485	△ 14,371	△ 5.2
	法人町民税	60,126	47,820	12,306	25.7
固定資産税		436,112	447,245	△ 11,133	△ 2.5
軽自動車税		34,795	34,096	699	2.1
たばこ税		41,981	42,548	△ 567	△ 1.3

- ・町税については、令和6年度の実績見込みに基づき算出

②地方譲与税

主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
地方譲与税総額		35,468	34,941	527	1.5
自動車重量譲与税		26,533	25,956	577	2.2
地方揮発油譲与税		8,153	8,258	△ 105	△ 1.3
森林環境譲与税		782	727	55	7.6

- ・自動車重量譲与税と地方揮発油譲与税については、令和6年度の譲与基準額に対し、国の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上。
- ・森林環境譲与税については、全国の譲与額総額を配分基準に準じて配分されるため、国の推計値による額を計上。

③県税等交付金

主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
県税等交付金総額		179,412	183,378	△ 3,966	△ 2.2
利子割交付金		120	411	△ 291	△ 70.8
配当割交付金		3,990	4,278	△ 288	△ 6.7
株式等譲渡所得割交付金		6,450	3,796	2,654	69.9
法人事業税交付金		15,217	19,177	△ 3,960	△ 20.6
地方消費税交付金		144,853	134,079	10,774	8.0
環境性能割交付金		6,033	4,873	1,160	23.8
地方特例交付金		1,970	15,994	△ 14,024	△ 87.7
交通安全対策特別交付金		779	770	9	1.2

- ・令和6年度の基準額に対し、国等の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上。

④地方交付税

主な増減項目		令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
地方交付税総額		1,851,000	1,748,000	103,000	5.9
普通交付税		1,491,000	1,388,000	103,000	7.4
特別交付税		360,000	360,000	0	0.0

- ・普通交付税については、県による試算結果により計上。
- ・特別交付税については、算定が難しいため、前年同額を計上。

⑤ 分担金及び負担金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
分担金及び負担金総額	9,268	8,520	748	8.8
東こども園保育認定保育料	3,960	3,960	0	0.0
西こども園保育認定保育料	2,040	2,040	0	0.0
老人保護施設措置費個人負担金	3,171	2,313	858	37.1

- ・老人保護施設措置費個人負担金は老人ホーム等への入居負担金を計上。

⑥ 使用料及び手数料

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
使用料及び手数料総額	18,208	18,479	△ 271	△ 1.5
住宅使用料	8,366	9,130	△ 764	△ 8.4
戸籍住民基本台帳手数料	2,845	2,924	△ 79	△ 2.7
粗大ゴミ個別収集手数料	120	-	120	皆増

- ・住宅使用料は退去等による減。
- ・戸籍住民基本台帳手数料は実績ベースで計上
- ・粗大ゴミ個別収集手数料は事業開始がR6.10月のため、前年度当初未計上

④ 国庫支出金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
国庫支出金総額	501,257	534,210	△ 32,953	△ 6.2
児童手当交付金	101,776	59,270	42,506	71.7
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	-	48,885	△ 48,885	皆減
個人番号カード交付事務費補助金	8,930	4,134	4,796	116.0
デジタル基盤改革支援補助金	156,443	220,007	△ 63,564	△ 28.9
社会資本整備総合交付金（企画費分）	-	7,055	△ 7,055	皆減
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	22,081	-	22,081	皆増
妊婦のための支援給付金	3,000	4,871	△ 1,871	△ 38.4
社会資本整備総合交付金（土木費分）	30,291	39,782	△ 9,491	△ 23.9
教育施設整備費補助金	-	16,689	△ 16,689	皆減
公立学校情報機器整備事業費補助金	18,333	-	18,333	皆増

- ・児童手当交付金は制度改正に伴う対象者増による変動。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は事業完了による減額
- ・マイナンバーカード更新に係る事業費の増額
- ・デジタル基盤改革支援補助金は国が推進する自治体の基幹システム標準化整備、またガバメントクラウドに対応するシステム導入に対する補助。
- ・社会資本整備総合交付金（企画費分）は近江鉄道線の上下分離化（自治体が共同で資産を保有し、運行は会社が行う）事業について令和7年度事業を令和6年度に前倒し、事業実施に伴う減
- ・物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額
- ・妊婦のための支援給付金（R7から名称変更）は、妊娠時と出産時の交付金を始め、母子保健事業や、子育て支援事業に対する補助金。（従来名称：出産・子育て応援交付金事業補助金）
- ・社会資本整備総合交付金（土木費分）、教育施設整備費補助金は対象事業費による変動。
- ・公立学校のICT環境整備を効率的に進めるため、公立学校情報機器整備事業費補助金の増額。

⑤ 県支出金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
県支出金総額	263,746	252,105	11,641	4.6
福祉医療費補助金	18,484	19,541	△ 1,057	△ 5.4
出産・子育て応援交付金事業補助金	-	1,934	△ 1,934	皆減
地籍調査事業補助金	11,400	7,717	3,683	47.7

地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	-	2,695	△ 2,695	皆減
農地利用効率化等支援交付金	10,715	-	10,715	皆増
参議院議員選挙費委託金	11,055	-	11,055	皆増

- ・ 福祉医療費補助金は、R6に県事業として拡充された高校生世代の医療費負担の減額見込みによる減。
- ・ 出産・子育て応援交付金事業補助金は、全額国庫補助対象事業のため減
- ・ 地域計画策定推進緊急対策事業費補助金は、「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」作成完了に伴う費用減等による。
- ・ 地籍調査事業補助金は対象事業費増減による変動。
- ・ 農業経営体に対する支援として、農地利用効率化等支援交付金の増額
- ・ 参議院議員選挙費委託金の増額

⑥財産収入

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
財産収入総額	5,400	6,483	△ 1,083	△ 16.7
財産運用収入(土地貸付、基金利子)	3,900	3,723	177	4.8
財産売払収入	1,500	2,760	△ 1,260	△ 45.7
上記のうち、改良住宅譲渡処分収入	1,000	2,200	△ 1,200	△ 54.5

- ・ 財産売払収入は譲渡希望者の減少に伴い、譲渡予定数減により計上額減。

⑦寄附金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
寄付金総額	22,100	50,100	△ 28,000	△ 55.9
ふるさと応援寄付金	22,000	50,000	△ 28,000	△ 56.0

- ・ ふるさと応援金については、返礼品対応事業者の業務縮減による減を加味し計上

⑧繰入金

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
繰入金総額	308,006	180,893	127,113	70.3
特別会計繰入金	3,600	1,683	1,917	113.9
財政調整基金繰入金	219,178	69,927	149,251	213.4
減債基金繰入金	40,000	51,589	△ 11,589	△ 22.5
福祉基金繰入金	5,480	6,300	△ 820	△ 13.0
青少年育成基金繰入金	595	624	△ 29	△ 4.6
ふるさと基金繰入金	12,690	11,000	1,690	15.4
ふるさと応援基金繰入金	26,463	39,770	△ 13,307	△ 33.5

- ・ 特別会計繰入金は国保会計から福祉医療に関する繰入金の増額。
- ・ 財政調整基金については、財源調整のため必要な額を繰入。
- ・ 減債基金繰入金については、特定の地方債の償還のために積み立てた資金をもって、当該地方債の償還の財源に充てるときに繰入。
- ・ 福祉基金繰入金は保健福祉センターの修繕事業に充当。
- ・ 青少年育成基金繰入金はスポーツ少年団への補助事業に充当。
- ・ ふるさと基金繰入金は甲良町まちづくり総合補助金のまちづくり事業に充当
- ・ ふるさと応援基金繰入金は、園小中の給食費無償化事業へ26,463千円を充当。

⑨諸収入

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
諸収入総額	93,436	99,454	△ 6,018	△ 6.1
住宅新築資金等貸付金元利収入	13,548	5,767	7,781	134.9
後期広域連合検診業務受託収入	2,700	2,664	36	1.4
介護予防一体的事業受託金	8,528	10,532	△ 2,004	△ 19.0
派遣職員給与等戻入	-	6,000	△ 6,000	皆減
コミュニティ事業助成金	12,000	14,300	△ 2,300	△ 16.1
事業に伴う同級他団体負担金	-	3,815	△ 3,815	皆減

- ・住宅新築資金等貸付金元利収入は、和解等回収業務の進展により増加が見込まれるもの。
- ・後期広域連合検診業務受託収入は、後期高齢者医療保険広域連合から受託実施する健診業務等に対する収入を計上したものであり、介護予防一体的事業受託金は、後期高齢者医療保険広域連合から受託実施する高齢者の健康づくり事業に対する収入を計上したものの。
- ・組合等派遣職員給与につき当該組合等から戻入されるものであり、派遣終了に伴う減。
- ・コミュニティ事業助成金については、自治会等（7団体）の応募を歳入歳出とも全数計上し、交付決定後すぐに対応できるようにしているもの。不採択の場合は補正予算で減額。
- ・事業に伴う同級他団体負担金は、事業精算により減。

⑩地方債

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
地方債総額	179,900	176,947	2,953	1.7
臨時財政対策債	-	6,447	△ 6,447	皆減
公共交通確保事業債（ソフト事業）	25,000	25,000	0	0.0
近江鉄道線輸送安全確保事業債	-	7,000	△ 7,000	皆減
福祉医療助成事業債（ソフト事業）	10,000	10,000	0	0.0
保健福祉センター非常用発電機整備事業債	14,700	14,700	0	0.0
保健福祉センター多目的研修室等復旧事業債	9,800	-	9,800	皆増
甲良西こども園安全確保事業債	700	-	700	皆増
社会資本整備交付金事業債	25,300	30,200	△ 4,900	△ 16.2
道路新設改良事業債	12,600	15,500	△ 2,900	△ 18.7
防災行政無線整備事業債	44,600	10,000	34,600	346.0
消防団消防車整備事業債	31,100	-	31,100	皆増
甲良東小学校教室改修事業債	-	9,300	△ 9,300	皆減
東小学校プール解体フェンス整備事業債	-	22,200	△ 22,200	皆減
町立小学校空調設備改修事業債	-	12,700	△ 12,700	皆減
町立小学校消防設備改修事業債	-	10,100	△ 10,100	皆減
甲良西小学校複合遊具整備事業債	-	3,800	△ 3,800	皆減
甲良中学校空調設備改修事業債	1,000	-	1,000	皆増
甲良中学校安全確保事業債	2,700	-	2,700	皆増
町立図書館空調設備改修事業債	2,400	-	2,400	皆増

- ・各種事業費用について、年度間の平準化を図るため、町債を計上。
- ・臨時財政対策債は、普通交付税の代替として借入が許可されるものであり、制度設立後初めてゼロになる。
- ・保健福祉センター非常用発電機整備事業債、防災行政無線整備事業債、消防団消防車整備事業債は、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税参入率70%）の借入を予定するもの。
- ・その他の事業は、過疎対策事業債（充当率100%、普通交付税参入率70%）の借入を予定するもの。

4 歳出（款別）

（単位：千円、△減、率％）

款	令和7年度		令和6年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 議会費	56,785	1.3	56,562	1.4	223	0.4
02 総務費	1,019,930	23.5	952,660	22.8	67,270	7.1
03 民生費	1,436,383	33.1	1,396,385	33.4	39,998	2.9
04 衛生費	290,538	6.7	255,427	6.1	35,111	13.7
05 労働費	1,375	0.0	1,375	0.0	0	0.0
06 農林水産業費	94,750	2.2	92,561	2.2	2,189	2.4
07 商工費	29,270	0.7	25,862	0.6	3,408	13.2
08 土木費	387,246	8.9	412,822	9.9	△ 25,576	△ 6.2
09 消防費	258,384	5.9	173,983	4.2	84,401	48.5
10 教育費	513,744	11.8	529,115	12.7	△ 15,371	△ 2.9
11 災害復旧費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
12 公債費	250,606	5.8	281,586	6.7	△ 30,980	△ 11.0
13 諸支出金	315	0.0	363	0.0	△ 48	△ 13.2
14 予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
合計	4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

款別歳出の主なもの

【議会費】 議会の運営に関する経費

【総務費】 庁舎の管理や総務、企画、財政、町税の賦課徴収、戸籍事務、選挙事務、電算システム運営など町の全般的な管理事務に関する経費

【民生費】 高齢者や障がい者、児童などの福祉向上、こども園の運営、地域総合センター運営などに関する経費

【衛生費】 保健衛生、環境保全、ごみ処理などに関する経費

【労働費】 労働者の福祉向上などに関する経費

【農林水産業費】 農林水産業の振興、土地改良などに関する経費

【商工費】 商工業の振興、観光、道の駅の運営などに関する経費

【土木費】 道路や河川、公園、町営住宅などの施設の整備や維持管理に関する経費

【消防費】 消防や防災対策などに関する経費

【教育費】 小中学校の管理運営、生涯学習、スポーツの振興など教育全般に関する経費

【公債費】 今まで借りた借入金の返済に要する経費

【諸支出金】 上記の区分に含まれない経費

5 歳出（性質別）

（単位：千円、△減、率％）

区分		令和7年度		令和6年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
義務的 経費	人件費	1,160,360	26.7	1,058,796	25.3	101,564	9.6
	扶助費	372,241	8.6	371,451	8.9	790	0.2
	公債費	250,379	5.8	281,579	6.7	△ 31,200	△ 11.1
	計	1,782,980	41.1	1,711,826	40.9	71,154	4.2
投資的 経費	普通建設事業費	245,738	5.7	231,969	5.5	13,769	5.9
	災害復旧事業費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
	計	245,741	5.7	231,972	5.5	13,769	5.9
一般行政 経費	物件費	1,040,017	23.9	976,907	23.4	63,110	6.5
	維持補修費	37,795	0.9	46,698	1.1	△ 8,903	△ 19.1
	補助費等	823,571	19.0	790,874	18.9	32,697	4.1
	計	1,901,383	43.8	1,814,479	43.4	86,904	4.8
その他 経費	積立金	23,526	0.5	51,493	1.2	△ 27,967	△ 54.3
	投資・出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸付金	1	0.0	350	0.0	△ 349	△ 99.7
	繰出金	385,698	8.9	368,584	8.8	17,114	4.6
	予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
	計	413,225	9.5	424,427	10.1	△ 11,202	△ 2.6
合計		4,343,329	100.0	4,182,704	100.0	160,625	3.8

※ 地方財政状況調査における分類基準に基づく分析です。

性質別歳出の主なもの

- ◎義務的経費 人件費や借入金の返済など、毎年必ず必要になる経費
 - 【人件費】 職員の給料や手当、町議会議員の報酬などに関する経費
 - 【扶助費】 障がい者の支援、児童手当などの福祉や医療などに関する経費
 - 【公債費】 これまでの借入金の返済に要する経費
- ◎投資的経費 道路や学校など公共施設の建設、改良などに関する経費
 - 【普通建設事業費】 道路や公園、学校など公共施設の建設や整備に関する経費
 - 【災害復旧事業費】 災害によって生じた被害の復旧経費
- ◎一般行政経費 ハード事業である投資的経費に対し、ソフト事業に要する経費
 - 【物件費】 旅費や消耗品費、光熱水費、施設管理の委託料などに関する経費
 - 【維持補修費】 道路や建物などの維持補修などに関する経費
 - 【補助費等】 各種団体に対する補助金や一部事務組合への負担金などに関する経費
- ◎その他の経費 上に記載の分類に含まれない経費
 - 【積立金】 町の貯金である基金へ積み立てる経費
 - 【繰出金】 国民健康保険特別会計など一般会計から特別会計へ支出する経費
 - 【予備費】 急を要する場合で少額軽微な支出が発生し、計上予算では不足する場合、各事業費に組み替えて支出するもの

6 歳出の主な増減理由

一般会計の歳出増減の主なものは、以下のとおりです。

なお、各目名称に「（ ）」でくられた事業名がついた項目は、各目の予算の内数として記載しているものとなります。

(単位：千円、△減、率%)

①議会費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
議会費総額	56,785	56,562	223	0.4
人件費	46,108	45,011	1,097	2.4

- ・ 議会費は、給与改定による人件費の増

②総務費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
総務費総額	1,019,930	952,660	67,270	7.1
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	366,714	329,796	36,918	11.2
(目)一般管理費	330,254	301,439	28,815	9.6
(目)文書広報費	9,828	16,327	△ 6,499	△ 39.8
(目)財産管理費	55,441	47,710	7,731	16.2
(目)企画費(ふるさと納税推進事業)	33,004	75,076	△ 42,072	△ 56.0
(目)企画費(定住化促進事業)	14,294	11,688	2,606	22.3
(目)電子計算費(自治体情報システム標準化対応事業)	224,058	256,477	△ 32,419	△ 12.6
(目)電子計算費(上記事業除く)	121,931	71,458	50,473	70.6
(目)電子計算費(ノートパソコン更新事業)	38,227	-	38,227	皆増
(目)交通安全対策費	39,440	60,952	△ 21,512	△ 35.3
(目)防犯対策費	5,188	2,580	2,608	101.1
(目)賦課徴収事業	34,223	16,657	17,566	105.5
(目)戸籍住民基本台帳費	24,837	15,459	9,378	60.7
(目)選挙費(参議院議員選挙費)	11,569	-	11,569	皆増
(項)統計調査費	3,260	1,077	2,183	202.7

- ・ 一般管理費は、町制70周年記念式典の開催、財政健全化の取組として業務量調査実施等による増額
- ・ 文書広報費の減は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う例規整備事業、アナログ規制点検・見直し事業完了等による。
- ・ 財産管理費の増は、防災機能を含む新庁舎建設に向けた整備基本計画支援業務委託の実施等による。
- ・ ふるさと納税推進事業は、返礼品対応事業者の業務縮減の影響により寄附金減額見込み等による。
- ・ 定住化促進事業の増は、新たに地域おこし協力隊の任用開始等による。
- ・ 自治体情報システム標準化対応事業は、国が主導して行う、行政で使用する主要な20分野の業務システムを全国統一化する事業。R7年度末までの標準化対応を求められている。
- ・ 上記を除く電子計算費については、住民基本台帳ネットワークをはじめとする機器更新費用増等による。
- ・ 交通安全対策費の減は、近江鉄道上下分離化の開始による一般社団法人近江鉄道線管理機構への負担金、バス運行本数減によるバス路線維持費の負担金の減等による。
- ・ 防犯対策費の増は、国の交付金を活用し防犯対策の実施に伴う増。
- ・ 賦課徴収事業においては、自治体情報システム標準化対応に伴う固定資産土地評価システム構築業務等により増。
- ・ 戸籍住民基本台帳費の増は、個人番号事務にかかるパソコンリース料、読み仮名対応業務費用の増等による。
- ・ 選挙費については、参議院議員選挙による費用の増。
- ・ 統計調査費では、国勢調査を実施。R8経済センサス調査の準備費用も計上。

③民生費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
民生費総額	1,436,383	1,396,385	39,998	2.9
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	373,199	347,116	26,083	7.5
（目）社会福祉総務費(国民健康保健事業会計繰出金)	77,317	84,557	△ 7,240	△ 8.6
（目）社会福祉総務費(在宅障害者福祉事業)	20,144	18,842	1,302	6.9
（目）社会福祉総務費(障害者自立支援事業)	161,969	156,917	5,052	3.2
（目）社会福祉総務費(価格高騰対策支援給付金事業)	-	48,885	△ 48,885	皆減
（目）介護保険費	166,789	149,855	16,934	11.3
（目）後期高齢者医療費	150,610	142,934	7,676	5.4
（目）児童措置費	129,293	98,174	31,119	31.7
（目）認定こども園費	308,475	290,059	18,416	6.3

- ・国民健康保健事業会計繰出金は、事務費繰出金が減少したことにより減。
- ・在宅障害者福祉事業の増は、児童発達支援事業、重症心身障害者サービスの増加等により増。
- ・障害者自立支援事業の増は、自立支援介護等給付費負担金の増等による。
- ・価格高騰対策支援給付金事業は、事業完了による減。
- ・介護保険費の増は、介護給付費の増に伴う繰出金の増等によるもの。
- ・後期高齢者医療費の増は、広域連合からの受託事業（健診業務、健康づくり業務）の増による。
- ・児童措置費の増は、令和6年10月の制度改正により児童手当の対象人数増加に伴うもの。
- ・認定こども園費については、人件費の変動、放送設備修繕等による増。

④衛生費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
衛生費総額	290,538	255,427	35,111	13.7
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	28,255	20,364	7,891	38.7
（目）予防費	27,392	19,560	7,832	40.0
（目）環境衛生費	7,385	5,682	1,703	30.0
（目）母子衛生費	15,843	16,460	△ 617	△ 3.7
（目）塵芥処理費	140,112	135,011	5,101	3.8
（目）し尿処理費	44,712	42,959	1,753	4.1
（目）上水道費	18,001	-	18,001	皆増

- ・予防費の増は、新型コロナウイルス感染症予防接種委託費用の増等による。
- ・環境衛生費の増は、彦根愛知犬上広域行政組合負担金（斎場）の増等による。
- ・母子衛生費の減は、保健衛生推進業務委託（看護師派遣）の減等による。
- ・塵芥処理費の増は、粗大ゴミ収集委託費の増、一般廃棄物収集運搬業務委託の増等による。
- ・し尿処理費の増は、湖東広域衛生管理組合負担金（し尿）の増による。
- ・上水道費の増は、国の交付金を活用し物価高騰支援（上水道の基本料金減免）実施による増。

⑤労働費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
労働費総額	1,375	1,375	0	0.0
（目）雇用対策費	1,375	1,375	0	0.0

⑥農林水産業費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
農林水産業費総額	94,750	92,561	2,189	2.4
人件費	39,173	37,336	1,837	4.9
（目）農業委員会費	2,714	4,735	△ 2,021	△ 42.7
（目）農業振興費	16,387	6,074	10,313	169.8

(目)獣害対策費	2,359	5,659	△ 3,300	△ 58.3
(目)せせらぎの里管理費	5,220	10,157	△ 4,937	△ 48.6

- ・ 農業委員会費の減は、「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」作成完了に伴う費用減等による。
- ・ 農業振興費の増は、農業経営体に対し、農業用機械・施設導入補助等による。
- ・ 獣害対策費の減は、二ホンザル個体数調整推進事業完了に伴う費用減等による。
- ・ せせらぎの里管理費の減は、POSレジシステム導入（R5補正～R6）に伴う指定管理料の減等による。

⑦商工費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
商工費総額	29,270	25,862	3,408	13.2
人件費	7,052	5,893	1,159	19.7
(目)商工振興費	8,500	8,650	△ 150	△ 1.7
(目)観光振興費	13,598	11,319	2,279	20.1

- ・ 商工振興費の減は、小口簡易資金貸付金減による
- ・ 観光振興費の増は、町制70周年記念事業に伴う費用増等による。

⑧土木費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
土木費総額	387,246	412,822	△ 25,576	△ 6.2
人件費	42,724	47,586	△ 4,862	△ 10.2
(目)地籍調査費	17,428	11,490	5,938	51.7
(目)道路橋梁維持費	17,141	23,218	△ 6,077	△ 26.2
(目)道路橋梁新設改良費	67,690	89,220	△ 21,530	△ 24.1
(目)住宅管理費	40,300	42,545	△ 2,245	△ 5.3
(目)下水道費	186,970	196,048	△ 9,078	△ 4.6

- ・ 地籍調査費の増は、R7予定の調査業務量（委託費）の増によるもの。
- ・ 道路橋梁維持費の減は、町道除草管理の減、道路維持補修工事費の減、登記委託の増等による。
- ・ 道路橋梁新設改良事業費の減は、道路施設等状況調査の実施完了による減等による。
- ・ 住宅管理費の減は、改良住宅譲渡に要する費用の減、住宅修繕料の減、弁護士費用の増、宅地用地確保事業化調査の増等による。
- ・ 下水道費の減は、下水道事業会計における起債償還の進捗に伴う繰出金の減による。

⑨消防費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
消防費総額	258,384	173,983	84,401	48.5
(目)常備消防費	138,102	131,964	6,138	4.7
(目)非常備消防費	48,928	20,668	28,260	136.7
(目)防災費	71,354	21,351	50,003	234.2

- ・ 常備消防費の増は、通信指令システム車両の更新に伴う委託先(彦根市)への委託金の増による。
- ・ 非常備消防費の増は、防火水槽修繕費の増、消防車両更新に伴う経費増等による。
- ・ 防災費の増は、町地域防災計画の改定費用の増、町防災行政無線更新事業に伴う委託料の計上等による。

⑩教育費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
教育費総額	513,744	529,115	△ 15,371	△ 2.9
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	252,936	221,678	31,258	14.1

(目)事務局費	100,047	84,574	15,473	18.3
(目)教育振興費	139,930	133,180	6,750	5.1
(目)教育施設整備費(甲良東小学校教室改修事業)	-	9,361	△ 9,361	皆減
(目)教育施設整備費(町立小学校空調設備改修事業)	-	19,122	△ 19,122	皆減
(目)教育施設整備費(町立小学校消防設備改修事業)	-	13,879	△ 13,879	皆減
(目)教育施設整備費(西小学校複合遊具整備事業)	-	5,410	△ 5,410	皆減
(目)教育施設整備費(東小学校プール解体フェンス整備事業債)	-	29,733	△ 29,733	皆減

- ・事務局費の増は、子どもの学力向上支援・保護者支援事業の増および人件費の増等による。
- ・教育振興費の増は、公務支援システム更新、不登校支援員1名の新規配置、クラブ活動推進事業補助金、学力向上事業補助金（検定試験料補助）等による。
- ・教育施設整備費内の対象事業は毎年度変動。

⑪公債費

主な増減項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
公債費総額	250,606	281,586	△ 30,980	△ 11.0
元金	241,823	273,045	△ 31,222	△ 11.4
利子	8,556	8,534	22	0.3

- ・残高減少による

⑫その他

- ・災害復旧費、予備費については前年同額を計上。諸支出金は徴税配分金として必要額を計上

IV. 基金残高見込み

(単位：円)

基金名	令和5年度末 残高	令和6年度末 見込み残高	令和7年度中 積立額	令和7年度中 取崩額	令和7年度末 見込み残高
財政調整基金	772,346,505	771,471,505	300,000	219,178,000	552,593,505
減債基金	126,233,287	129,450,287	26,000	40,000,000	89,476,287
教育施設整備基金	12,014,580	12,021,580	3,000	0	12,024,580
青少年育成基金	14,085,846	14,093,846	3,000	595,000	13,501,846
ふるさと基金	80,740,387	80,782,387	17,000	12,690,000	68,109,387
ふるさと応援基金	220,038,493	200,382,493	22,045,000	26,463,000	195,964,493
福祉基金	123,487,438	124,658,438	1,132,000	5,480,000	120,310,438
墓地公園管理基金	5,503,818	5,236,818	1,000	1,000,000	4,237,818
土地開発基金	148,779,010	148,779,010	0	0	148,779,010
普通会計 計	1,503,229,364	1,486,876,364	23,527,000	305,406,000	1,204,997,364
国民健康保険財政調整基金	80,230,479	68,101,479	20,000	26,752,000	41,369,479
介護保険給付費準備基金	61,913,259	31,445,259	1,000	29,596,000	1,850,259
特別会計 計	142,143,738	99,546,738	21,000	56,348,000	43,219,738
合 計	1,645,373,102	1,586,423,102	23,548,000	361,754,000	1,248,217,102

V. 地方債残高見込み

(単位：千円)

会計区分	令和5年度末 残高	令和6年度末 見込み残高	令和7年度中 借入額	令和7年度中 償還額	令和7年度末 見込み残高
一般会計	1,683,528	1,583,881	179,900	241,823	1,521,958
下水道会計	3,025,501	2,952,784	126,400	295,929	2,783,255
上水道会計	357,049	292,543	0	60,128	232,415
合 計	5,066,078	4,829,208	306,300	597,880	4,537,628

VI. 特別会計予算の状況 (企業会計除く)

本町の公営企業以外の特別会計は4事業あり、それぞれの事業目的を達するため、必要な予算を計上している。その詳細は、次ページから。

令和 7 年度特別会計 当初予算概要

会計名	国民健康保険特別会計
-----	------------

担当課	住民人権課
-----	-------

1. 事業目的・概要

病気になったときやケガをしたとき、安心して医療を受けられるための医療保障制度として、加入者からの国民健康保険税、国、県、町(一般会計)の負担により加入者の医療費負担を軽減することを目的に設置された特別会計
 医療機関等受診時の自己負担額以外の給付や高額療養費の給付、出産育児一時金や葬祭費の支給のほか、保健事業として特定健診や人間ドックの利用助成など医療費軽減のための事業も実施している。

		令和7年度当初予算	令和6年度当初予算	差引額
財源内訳	国民健康保険税	138,638 千円	134,804 千円	3,834 千円
	国県支出金	682,008 千円	677,769 千円	4,239 千円
	一般会計繰入金	77,317 千円	84,457 千円	△ 7,140 千円
	その他特定財源	26,837 千円	19,729 千円	7,108 千円
	その他一般財源	1,092 千円	597 千円	495 千円
事業費合計		925,892 千円	917,356 千円	8,536 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

◎世帯数及び被保険者数の推移(各年度末現在 年報より)

	R5	R4	R3	R2
世帯数	948世帯	966世帯	1,013世帯	1,018世帯
被保険者数	1,565人	1,633人	1,738人	1,742人

◎国民健康保険税収納額推移

137,952,977円	(R5)	136,329,230円	(R4)
141,013,713円	(R3)	148,133,986円	(R2)

◎本年度の特徴

- ・保険料(税)の県内統一化に向けて令和6年度から賦課方式を4方式から3方式へ変更しました。今後、適正な時期を計りながら保険税の見直しに取り組みます。
- ・令和6年度から甲良町国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づいた事業実施に努めています。
- ・特定健診受診率向上に引き続き努めます。

◎特定健診受診率

R5 42.1% R4 41.1% R3 37.0% R2 30.6% R1 45.0% H30 51.5%

令和 7 年度特別会計 当初予算概要

会計名	後期高齢者医療事業特別会計	担当課	住民人権課
-----	---------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

後期高齢者医療事業特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により設置される、保険料の徴収及び広域連合への納付に関する収支管理とその管理に必要な経費を計上する会計である。
後期高齢者医療制度の概要は、次のとおり。

- ① 高齢者の負担する保険料と、若い世代が公平に負担する基盤安定支出金により、高齢者の医療費を安定的に支え、医療サービスの質の維持と向上を目的とする医療保険制度である。
- ② 対象者は、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある者。
- ③ 保険料は、被保険者均等負担の「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、徴収は各市町が行う。
- ④ 町は制度運営の安定を目的として、保険料の徴収、被保険者証や限度額適応認定証など各種帳票の交付、高額療養費や葬祭費等の給付申請の受付を行い、滋賀県後期高齢者医療広域連合に申達する。また、対象者が後期高齢者医療制度にスムーズに加入できるよう窓口業務を行う。

		令和7年度当初予算	令和6年度当初予算	差引額
財源内訳	後期高齢者医療保険料	68,949 千円	66,673 千円	2,276 千円
	一般会計繰入金 (保険基盤安定)	28,727 千円	27,889 千円	838 千円
	一般会計繰入金 (事務費分)	6,308 千円	5,525 千円	783 千円
	その他財源	424 千円	535 千円	△ 111 千円
事業費合計		104,408 千円	100,622 千円	3,786 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

◎後期高齢者保険料および被保険者数

- 令和6年度
(本算定時)保険料 特徴 50,756,042円 普徴 17,147,712円
(令和6年 4月1日時点)被保険者数 1,258人
- 令和5年度
(本算定時)保険料 特徴 45,661,523円 普徴 13,087,333円
(令和5年 4月1日時点)被保険者数 1,195人
- 令和4年度
(本算定時)保険料 特徴 44,285,571円 普徴 11,863,907円
(令和4年 4月1日時点)被保険者数 1,166人

◎介護予防の一体的事業について

高齢者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、後期高齢者医療・国民健康保健・介護予防・健康づくり等庁内担当及び関係団体との連携のもと、一体的な実施をすることにより効率的に地域の健康課題を分析・企画・調整・評価等を行い高齢者に対する支援を行う継続的な事業

- 令和7年度事業
- ① 複数の疾患を持つ高齢者数名に対する栄養士の個別訪問
 - ② 栄養士会に委託し地域サロンで主に栄養面についての説明
 - ③ 運動指導士による筋トレ・ストレッチ教室

※この事業は、後期高齢者に関するものであるが、予算は一般会計で計上しています。

令和 7 年度特別会計 当初予算概要

会計名	介護保険事業特別会計	担当課	保健福祉課
-----	------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

介護保険法の規定により、介護保険事業については特別会計とすることとされていることから設置された会計。65歳以上から徴収する介護保険料(40歳以上65歳未満は社会保険料)、国や県、町(一般会計)からの負担金・交付金・繰入金を歳入として事業を実施している。

事業内容は大きくは2つある。

- ①保険事業 施設介護サービスや居宅介護サービス等各種の介護給付。
 - ②地域支援事業 要支援と認定された方や未認定でも機能低下がみられる方を対象とした介護予防事業を行うほか、高齢者の権利擁護事業等を実施している。
- なお、運用に必要となる事務費に相当する部分は、町からの繰入で賄うものとされている。

		令和7年度当初予算	令和6年度当初予算	差引額
財 源 内 訳	介護保険料	189,700 千円	179,500 千円	10,200 千円
	国県支出金	398,532 千円	355,107 千円	43,425 千円
	支払基金交付金	268,176 千円	238,922 千円	29,254 千円
	一般会計繰入金	166,667 千円	166,061 千円	606 千円
	その他財源	31,787 千円	18 千円	31,769 千円
事業費合計		1,054,862 千円	939,608 千円	115,254 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

《前年度との比較》

【令和6年10月1日現在】

- ・ 65歳以上の人口2,290人(前年同月比19人増) ・ 認定者数489人(前年同月比17人増)
- ・ 認定率 21.35%(前年同月比0.55%増)
- ・ 40歳から64歳認定者数 6人(前年同月比4人減)

【令和6年度～令和8年度】

- ・ 標準保険料(第5段階) 7,200円

【令和7年度当初予算額】 1,054,862千円 115,254千円増 【前年度比12.26%増】

■(款)総務費 24,513千円【前年度比2,444千円増】

- (項)総務管理費(給料・共済費等)(15,113千円) 【前年度比647千円減】
- (項)計画策定委員会費(3,537千円) 【前年度比3,091千円増】

■(款)保険給付費 978,285千円【107,984千円増】

- (項)介護サービス等諸費(910,450千円) 【前年度比99,000千円増】
 - うち、居宅介護サービス給付費 31,000千円増
 - 居宅介護住宅改修費 1,100千円増
 - 地域密着型サービス給付費 12,000千円増
 - 施設介護サービス給付費 52,000千円増
 - 施設介護サービス計画給付費 2,900千円増

■(款)地域支援事業費 50,540千円【4,821千円増】

- (項)介護予防・生活支援サービス事業費(12,636千円) 【前年度比152千円増】
 - うち、通所型サービスA及びC委託料 152千円増
- (項)一般介護予防事業費(2,587千円) 【前年度比231千円増】
 - うち、介護予防普及啓発活動事業委託 257千円増
 - 地域活動支援事業委託 26千円減
- (項)包括的支援事業・任意事業(35,317千円) 【前年度比4,438千円増】
 - うち、包括的支援事業費(給料・共済費等) 4,317千円増
 - 生活支援体制整備事業費(給料・共済費等) 596千円増
 - 任意事業(通信運搬費) 32千円減
 - 権利擁護事業費(手数料、助成金) 195千円減
 - 在宅医療・介護連携推進事業費(負担金) 188千円増
 - 認知症総合事業費(報酬、印刷製本費) 436千円減

令和 7 年度特別会計 当初予算概要

会計名	墓地公園事業特別会計	担当課	住民人権課
-----	------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

長寺地先にある熊物墓地は3字(長寺東・長寺西・雨降野)の共同墓地であったが、世帯数の増加により墓標・墓石が乱立しており、参詣者の通路も無い状況であった。これらにより地元自治会等の要望も多く、当時整備の進んでいた甲良町総合運動公園の隣接土地を墓地として新規整備を行い、希望する住民への販売を開始した。同時に管理に要する経費も合わせて、経理を整理するため、特別会計を設置し運用しているもの。現在も、残る墓地の販売促進、墓地管理を実施している。

- 沿革
- ・～平成11年度 区画数 396区画 1区画面積 4㎡(2m×2m) を整備
 - ・平成12年度 墓地設置管理条例施行、特別会計運用開始。
甲良町住民に限り永代使用許可を実施。
 - ・平成14年度 甲良町出身者に永代使用許可を拡大。
 - ・平成17年度 町外の希望者にも永代使用許可を拡大。

		令和7年度当初予算	令和6年度当初予算	差引額
財源内訳	永代使用料	760 千円	690 千円	70 千円
	管理料	153 千円	158 千円	△ 5 千円
	一般会計借入金	0 千円	0 千円	0 千円
	墓地公園管理基金 繰入金	1,000 千円	270 千円	730 千円
	その他一般財源	12 千円	12 千円	0 千円
事業費合計		1,925 千円	1,130 千円	795 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

- ・本墓地公園の総区画数は396区画あり、令和7年2月末現在の残区画数は172区画
- ・永代使用料について、町内在住者・町内出身者は230,000円、それ以外の者は300,000円
- ・管理料は、年間2,400円とし、10年分を前納
- ・公園内の維持管理として、年2回の除草、防草シート敷設、トイレ修繕
- ・販売促進として、墓地情報をネット掲載する。

近年、少子高齢化の影響や墓に関する考え方の変化により、墓の維持管理ができず墓じまいをする傾向が多くみられる。今後、販売促進のため、インターネットを活用し墓地情報を発信する等、少しでも多く販売できるようPRする。

令和 7 年度特別会計 当初予算概要

会計名	下水道事業会計	担当課	建設水道課
-----	---------	-----	-------

1. 事業目的・概要

甲良町下水道事業は、適正な生活排水処理の推進を目的に下水道施設の計画的な改修及び更新、適正な維持管理を行っています。本年度においても下水道事業の経営に必要な収益的収支予算と資産の整備に必要な資本的収支予算にて事業を取り組みます。

- (概要)
- ・計画処理面積 : 458.5ha(うち整備済面積402.8ha)
 - ・管渠延長 : 87km
 - ・マンホールポンプ : 6箇所(12基) 呉竹・小川原・長寺西

		令和7年度当初予算	令和6年度当初予算	差引額
財源内訳	収益的収入	319,106 千円	334,512 千円	△ 15,406 千円
	営業収益	89,019 千円	89,544 千円	△ 525 千円
	営業外収益	230,087 千円	244,968 千円	△ 14,881 千円
	(留保財源)	△ 5,226 千円	0 千円	△ 5,226 千円
	収益的支出	313,880 千円	334,512 千円	△ 20,632 千円
	資本的収入	222,089 千円	311,278 千円	△ 89,189 千円
	企業債	126,400 千円	221,100 千円	△ 94,700 千円
	補助金	95,529 千円	90,018 千円	5,511 千円
	分担金	160 千円	160 千円	0 千円
	(補填財源)	111,327 千円	6,468 千円	104,859 千円
	資本的支出	333,416 千円	317,746 千円	15,670 千円
	事業費合計	647,296 千円	652,258 千円	△ 4,962 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

・令和7年度の主な事業としては、甲良町公共下水道事業計画の策定と維持管理(施設の保守点検、水質検査・管路調査等)である。

甲良町公共下水道事業計画においては、将来的に、下水道計画人口や計画汚水量の減少を想定した変更図書を作成します。

なお、本計画は滋賀県知事の許可を必要とし、期間は令和8年度から12年度までの5年間で、成果は、計画期間内において社会資本整備交付金を活用した下水道事業ができる事になります。

(予算科目)

収益的支出

委託料 : 20,000 千円
 甲良町公共下水道事業計画
 企業会計システム構築

資本的支出

固定資産購入費 : 14,575 千円
 企業会計システム購入
 マンホールポンプ購入

令和 7 年度特別会計 当初予算概要

会計名	水道事業会計	担当課	建設水道課
-----	--------	-----	-------

1. 事業目的・概要

本町水道事業は、地方公営企業の目的である公共性を発揮するとともに、水道法に基づき安全で安心できる良質な水道水の供給を図りながら施設の整備などを推進しています。現在の施設は、第3次拡張事業を平成6年3月に事業認可を受けた施設で正楽寺配水池からの自然流下方式と呉竹水道事務所から直送配水方式の2系統での供給を行っている。

(概要) ・計画給水人口：9,200人
 ・給水区域面積：13.63km²
 ・配水池：1池(配水能力:7,100m³/日)
 ・浄水池：1池
 ・配水管延長：96,910m
 ・送水管延長：5,930m
 ・導水管：480m

		令和7年度当初予算	令和6年度当初予算	差引額
財源内訳	収益的収入	183,760 千円	182,210 千円	1,550 千円
	営業収益	132,045 千円	148,275 千円	△ 16,230 千円
	営業外収益	51,715 千円	33,935 千円	17,780 千円
	(留保財源)	△ 8,824 千円	△ 18,910 千円	10,086 千円
	収益的支出	174,936 千円	163,300 千円	11,636 千円
	資本的収入	1 千円	1 千円	0 千円
	工事負担金	1 千円	1 千円	0 千円
	補助金	2,970 千円	0 千円	2,970 千円
	(補填財源)	99,100 千円	150,489 千円	△ 51,389 千円
	資本的支出	102,071 千円	150,490 千円	△ 48,419 千円
事業費合計	277,007 千円	313,790 千円	△ 36,783 千円	

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

・水道事業においては、水道施設の老朽化等による更新が完了し、主な事業としては水道施設包括管理委託業務である維持管理(水質検査・機械等の修繕)である。

(予算科目)

■収益的支出

委託料 : 17,558千円
 水道施設包括管理委託
 甲良町指定給水装置工事事業者協同組合待機

修繕費 : 9,923千円
 配水管等の漏水修理
 浄水場及び配水池機器修繕

■資本的支出

委託料 : 5,500千円
 水道事務所 電気計装更新設計委託

工事費 : 30,000千円
 草刈橋水管橋布設工事

備品購入費 : 5,940千円
 企業会計システム導入

Ⅶ. 各課運営方針

10カ年の町の運営の方向を定めた町の最上位計画である「第4次甲良町総合計画（計画期間令和3年度～令和12年度）」では、町の将来像として、

「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～」を掲げています。

これを実現するため、総合計画に定めるまちづくりの基本目標5つを始め、総合計画に内包された「第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で特に力を入れている4つの重点プロジェクトの実施が各課には求められています。

また、令和4年4月から過疎地域に指定された本町では、持続発展的なまちづくりの実現への方策を定めた「甲良町持続可能な地域づくり計画」において示した11の指針に基づき、ハード・ソフト両側面からの施策を進めていく必要もあります。

以下に示すこれらの目標等は町全体の基本的な政策目標となるものですが、各課はこれらを踏まえ、令和7年度における課としての運営方針を次ページからのとおり定めています。

○第4次甲良町総合計画 基本目標

基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」

基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会

基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

○第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 重点プロジェクト

重点プロジェクト① 若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する

重点プロジェクト② 新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する

重点プロジェクト③ 「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実

重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する

○甲良町持続可能な地域づくり計画 基本理念及び指針

基本理念 時代に魁^{きまげ}け、皆で協^{かな}えるまち甲良

指針1 内発的発展に向けた 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進

指針2 地域活性化のための産業振興と雇用創出

指針3 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進

指針4 住民の日常生活を支える交通網の整備

指針5 定住を支える基盤の確保

指針6 健康で幸せな生活を送るための環境整備

指針7 誰一人取り残さないための医療体制の確保

指針8 次世代育成に向けた教育の展開

指針9 持続発展的な集落運営組織の構築

指針10 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用

指針11 豊かな地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	議会事務局
所 属 長 名	橋本 浩美

1. 課の基本方針

1. 「甲良町議会基本条例」は、町民に身近な意思決定機関として、議会および議員の活動の活性化と充実のために必要な基本事項を定めたものである。その条例に沿った公正で町民に開かれた議会運営の推進を図り、議決機関として、町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐する。

2. 監査委員を補佐し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努める。

2. 課の重点施策

1. 「甲良町議会基本条例」に沿った議会運営になるよう、議会事務局はその事務の処理を行う。議員への資料提供や、効果的な研修などを提案する。

2. 監査委員が、公金出納や行政監査を効率的に行い、チェックが強化できるよう、提出資料等の改善などを提案する。監査の指摘事項について、各課に正確に伝えるとともに、改善を要する事項については、継続した事務処理を行う。

令和 7年度 各課運営方針

所属名	会計室
所属長名	大野 けい子

1. 課の基本方針

- (1) 出納業務の適正な管理
 - I 適正で効率的な会計事務の推進
 - II 正確かつ迅速な審査の実施を行う
 - III 支払処理遅延防止の働きかけを行う
 - IV 正確な決算書の作成
 - V 日々の歳入歳出現金と財務会計システムとの照合を徹底する
- (2) 会計事務の改善
 - I 公金取扱いに係る件数の削減により一層取り組む
 - II 金融機関との適切な調整、連携を行う
 - III 役割担当に応じた会計知識の習得を行う

2. 課の重点施策

- (1) 会計事務では本町の事務事業の遂行にあたり、条例、規則等を理解したうえで、正確かつ迅速に執行する必要があるため、職員に求められる会計知識の習得とともに、各部署において高いコンプライアンス意識が確立できるよう目指す。また、会計事務に関する情報提供に努める。
支払遅延が起こりうるリスクを避け、住民の皆様に信頼されるよう努める。
日々の歳入歳出現金を適正に管理し、財務会計システムとの照合を徹底することにより、決算調製の確実な進捗管理に努める。
- (2) 金融機関において出納事務に係る手数料の値上げ要請が発生していることから、様々な手数料件数の削減を図るとともに、適正な事務執行に努める。
指定金融機関と密接な関係を築き、トラブルを防ぐとともに、トラブル発生時の迅速な対応に努める。
会計事務に携わる職員のスキルアップを目指し、働きやすい職場環境を整備する。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	総務課
所 属 長 名	中村 康之

1. 課の基本方針

1. 庁内調整機能の強化を図ると共に行政改革を進め、行政運営の実効性を高める。
2. 人材育成に向け、職員研修及び働き方の充実を図るとともに人事評価制度の円滑な運用を進める。
3. 財政健全化に向け改善を進めるとともに、予算執行を適正に管理し、健全な財政運営を図る。
4. 防災基盤の強化を図り、実効性を高める取り組みを実施する。
5. 交通安全や防犯施策を始めとして、安全で安心な住みよいまちづくりに努める。
6. 町有財産を適正に管理し、未利用財産の処分を進める。

2. 課の重点施策

1. 行政運営の実効性向上
 - (1) 例月課長会について、甲良町課長会議運営要綱の目的に立ち返り、町政の基本方針、重要施策、重要事項の協議、議論を活発に行い、組織目標達成のため政策協議の場としての機能強化を図る。
 - (2) 行政手続きのデジタル化を推進し、一人ひとりのニーズに合ったサービス実現に向けて改革を進める。
 - (3) 新たな時代に向けた変革や発展の契機とするために町制70周年事業を実施する。
2. 人材育成の強化
 - (1) 「自己変革と対話を重視したやる気のある職員と集団」の実現に向け、職員の能力開発を進めて組織全体の底上げを図るとともに、働きやすい職場環境を整える。
 - (2) 人事評価制度の円滑な運用と精度向上を図り、職員の能力や実績を適正に把握し、人材育成につなげることができる体制構築を継続して実施する。
3. 財政健全化の推進と適正管理
 - (1) 財政健全化計画に基づく改善プログラムの進捗管理を適切に行う。
 - (2) 財務規則を見直し、適正で正確な事務処理に対する認識の徹底を図る。
4. 防災基盤の強化
 - (1) 職員その他関係者に対する地震、風水害その他の災害への対応について知識習得機会の確保に努め、災害発生時には速やかに初期態勢を整えられるように訓練して、災害の影響、被害を最小限に抑える。
 - (2) 近年の災害に則して地域防災計画を見直し、災害拠点の整備をはじめ、防災設備の充実を図る。
5. 交通安全・防犯施策
 - (1) 住民の交通安全・防犯意識の強化のため、彦根交通安全協会甲良支部や彦根犬上防犯自治会甲良支部と連携し、また彦根警察署とも情報共有を図り啓発活動を充実させ住みよいまちづくりに努める。
 - (2) 町の管理する防犯灯のLED化改修を実施し、不良箇所修繕に迅速な対応を行う。
6. 町有財産の適正管理
 - (1) 行政財産、普通財産の区別なく、未利用財産の利用可能性について庁内横断的に検討し、町での利用が見込まれない財産について譲渡その他により整理を進める。
 - (2) 令和5年度から進めている普通財産の再調査を継続し、町管理物件と集落管理物件について分類の明確化を進める。
 - (3) 甲良町公共施設等総合管理計画に基づき類型ごとに方針を定めた個別施設計画に関し、施設管理者との協議を持ち、個別施設計画の下に作成すべき施設毎の管理計画の策定を推進する。
 - (4) 老朽化の進む庁舎の適正な管理を行いつつ、今後最適な整備について検討を行う。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	企画監理課
所 属 長 名	山崎志保美

1. 課の基本方針

1. DXの取組みを一層推進し、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図る。
2. 外部の人材やリソースの活用により、集落コミュニティの活性化に取り組む。
3. 地域公共交通の維持・効率化を図り、住民の移手段の確保、利便性の向上を図る。
4. 企業誘致を早期に進めるため、開発事業者募集に向けた課題の解決を進める。
5. ふるさと納税による寄付のさらなる獲得を図る。

2. 課の重点施策

1. DXの推進

(1) 自治体情報システム標準化の着実な推進

導入期限(R8年4月)までに、6町DX推進会議の議論を深め、スケジュールの着実な実施と、最大限の経費節減を図る。

(2) 役場に行かない入札制度の拡大

電子入札拡大や郵便受付により、業者の負担軽減および1者応札の高騰抑制を図る。

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策 3 : デジタル化 基本施策 : ①行政手続きのデジタル化

2. 集落コミュニティの活性化

(1) 地域おこし協力隊の導入

地域おこし協力隊の外部人材を導入し、地元農業団体による農業研修を通じて、町内の農業後継者の育成を図る。

基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策 1 : 農業 基本施策 : ①集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策 2 : 協働 基本施策 : ④自治基盤、まちづくり団体の育成・充実

3. 地域公共交通の維持・効率化

(1) 近江鉄道の上下分離方式による持続可能な運行の確保

鉄道事業再構築実施計画に基づく財政支援の他、ガチャフェスなどのにぎわいづくり、活性化をめざし、持続可能な運行確保に取り組む。

(2) 愛のりタクシーの円滑な運営

湖東公共交通活性化協議会(1市4町)による円滑な事業展開を図る。

(3) 甲良線(湖国バス)の赤字削減

R7年から「週末・祝日の運転取止」を実施し、財政的負担の軽減を図る。

基本目標 4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

政策 4 : 道路公共交通 基本施策 : ④公共交通ネットワークの形成

4. 企業誘致のための課題解決

県の産業立地推進課の支援を求めながら、開発事業者の公募を行う。併せて関係課との連携により進入路等の課題解決に取り組む。

基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策 2 : 商工業 基本施策 : ②新たな産業誘致・育成

5. ふるさと納税による寄付の獲得

関係課や商工会、道の駅などと協力し、新たな返礼品の開発と掘り起こしに取り組み、寄附者にとって魅力ある返礼品の品揃えを増やし、寄附の増額を図る。

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策 1 健全な行財政運営を推進する : ③自主財源の確保

令和7年度 各課運営方針

所属名	税務課
所属長名	望月 仁

1. 課の基本方針

1. 徴収事務の適正化を図る。
2. 税務事務の共同化を図る。
3. 安定的な国民健康保険財政の推進を図る。
4. 公平・公正な課税事務の推進を図る。

2. 課の重点施策

1. 徴収事務の適正化
 - (1) 公平・公正な徴収事務を実現するため、今年度も引き続き滞納者に対する財産調査を徹底し、催告書等に応じない悪質な滞納者に対しては、積極的な滞納処分を行う。
 - (2) 納付相談において、納税者の生活実態等を十分に把握した上で、早期完納が出来るよう納付指導を行い不納欠損が出ないように取り組む。
2. 税務事務の共同化
 - (1) 滋賀県および湖東地域の4町が合同で徴収事務を行うことにより、事務の効率化を行う。
 - (2) 県と町が一層連携することにより、滞納額の縮減をすすめる。
3. 国民健康保険財政の推進
国民健康保険財政の健全化に向け一層の適正賦課に取り組むとともに、収納率を高めるため納付回数を増加し滞納整理の強化に取り組む。
4. 公平・公正な課税事務の推進
 - (1) 各税目とも課税対象の把握に務め、適正な評価・賦課に取り組む。
 - (2) 固定資産税については、航空写真等を活用し土地および家屋の現況調査を実施し、課税漏れ解消に取り組む。同時に標準化システムへ移行する際、システム間のデータ連携機能の構築を行い課税標準額の正確な算出・公正納税を行う。

令和 7年度 各課 運営 方針

所 属 名	住民人権課
所 属 長 名	宮川 哲郎

1. 課の基本方針

1. 窓口業務迅速対応推進
笑顔であいさつ、迅速で親切丁寧な対応に心がける。
2. マイナンバーカードの普及とコンビニ交付の推進
3. 国民健康保険事業の健全化
第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進、国民健康保険事業の財政安定化と健全運営
4. 福祉医療助成推進により、定住化の促進・子育て支援・障害者支援・高齢者支援を推進する。
5. 後期高齢者医療健診業務により、生活習慣病を早期に発見し、介護予防など早期の受診治療に努める。
6. 快適な暮らしを支える環境衛生の推進
7. 人権施策の推進
8. 墓地公園事業の販売促進

2. 課の重点施策

1. マイナンバーカードの普及とコンビニ交付の推進
H28. 1月の制度開始以降に交付を受けた人がカードの有効期限（10年・18歳未満は5年）を年度中に迎えることから、再申請に向けた通知や窓口対応等の事務量の増加が想定される。
あわせてマイナ保険証等関連業務や暗証番号の有効期限切（5年）への対応増も見込まれることから、担当以外でも対応ができるように情報の課内共有を進めるとともに、補助金の活用等を含めより円滑な窓口対応に努め、住民の利便性向上を図る。
あわせてマイナンバーカードの普及・啓発に努め、コンビニ交付を推進することで、デジタル化の推進と住民票・戸籍関係の窓口負担軽減を図る。
2. 国民健康保険事業の健全化
第3期データヘルス計画（R6～R11）による地域の医療課題を明確にし、より効果的な保健事業を展開することにより、住民の健康づくりの増進とそれによる医療費の抑制を図る。
また、保険料（税）県内統一に向けて、国保税が段階的に増加することから、被保険者への周知を図る。
3. 福祉医療費助成制度
R6年度の制度改正を含め、対象者が医療機関等を受診しやすい環境づくりのため、医療費助成を行う。
4. 後期高齢者医療健診業務
R6年度から健診対象者のすそ野が広がったが、R6. 10月現在で受診者数は前年とほぼ横ばいであり、新規対象者への効果的な啓発の仕方を探り、受診者の増加に努める。
あわせて健診を受診した人への「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、生活習慣病の早期発見と、介護予防のための早期受診・治療につなげるよう努める。
5. 環境衛生に関する取組
排出地の増により住民サービスの向上を図り、拠点回収における粗大ごみの減量を目的に粗大ごみ戸別回収を行う。また、合理化事業計画（10年間）に基づく対象業者への代替業務支援については、適切な運用と管理を行うとともに支援額達成後も業務の安定を保持する。
さらに、令和7年度は地球温暖化対策実施計画の中間年のため、状況把握・分析を行い必要に応じて目標等の見直しを行う。
6. 人権施策の推進 人権施策基本計画に基づく諸施策を推進する。
7. 墓地販売促進 墓地地区画の使用増に向けて、PRを行うなど販売促進に努める。

令和7年度 各課運営方針

所属名	保健福祉課
所属長名	丸澤俊之

1. 課の基本方針

1. 時間外勤務を減らす。
2. 管理職及び係長は、法令・例規、契約、待遇等、職員の基礎的能力の向上が図れるよう有益情報の収集及び共有に努める。
3. 起案文書をはじめとした各種文書は、根拠や出典を明示し、論理的でわかりやすいものになるよう努める。
4. 予算要求は、法定事業とそれ以外を区別し、それぞれ積算根拠をあきらかにする。特に法定事業以外は毎年事業の必要性を検討する。
5. 町民、議会、上司に説明する際は、専門用語を使わず、日常的に使用する言葉に置換えて説明する。
6. 地方自治法、庶務規則、財務規則等、事務執行の根拠となる法令は、いつでも確認できるよう手元付近に置いておく。
7. 保健系の事務の合理化を図り、保健師・看護師等専門職が資格を活かした業務にのみ従事できるよう事務分掌を整理する。
8. 福祉・保健・介護の分野から地方自治法第2条第14項及び甲良町総合計画基本目標3の実現を図る。

2. 課の重点施策

1. 時間外勤務を減らす。
 - (1) 事務の処理速度を上げるため、エクセル、ワードを学ぶ。
 - (2) 引継書を詳細に作成する。年間・月別スケジュール、事務の標準処理時間が把握できると事務の予定が立てやすくなることから、特に詳細に記載する。
2. 事務処理における有益情報の収集及び共有。

管理職及び係長は、法令・例規、契約、待遇等、職員の基礎的能力の向上が図れるよう有益情報の収集及び共有に努める。
3. 論理的な行政文書の作成。
 - (1) 起案文書をはじめとした各種行政文書は、根拠や出典を明示し、論理的でわかりやすいものになるよう努める。
 - (2) 情報量が同じ文書なら、短い方が優れていることを意識する。
4. 適正な予算要求。

予算要求は、法定事業とそれ以外を区別し、それぞれ積算根拠をあきらかにする。特に法定事業以外は毎年事業の必要性を検討する。
5. 難しい内容をわかるように伝える。

町民、議会、上司に説明する際は、専門用語を使わず、日常的に使用する言葉に置換えて説明する。また、質問されたときは、相手が何を知りたがっているか推し量り、適切な回答を心掛ける。また、回答を持ち合わせていないときは、適当に答えず「調べてから返事する。」など、誠実に対応する。
6. 常に法令等を確認する。
 - (1) 地方自治法、庶務規則、財務規則等、事務執行の根拠となる法令は、いつでも確認できるよう手元付近に置いておく。
 - (2) 担当事務関係法令は、法律、施行令、施行規則を備えて置き、常に内容が確認できる状態にしておく。
7. 保健系の事務の合理化
保健師助産師看護師法第2条から、保健師とは、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者をいう。また、甲良町職員の職の設置に関する規則第3条第21号保健師から、保健師は、保健師助産師看護師法に基づく保健指導を行う、とあり、期待される職能が一般事務職員とは異なると解すものである。しかしながら、今日まで、勤務時間の多くを一般行政事務に従

事しており、本来の業務に従事する時間が少なく、勤務時間の超過が頻繁に見られた。さらに、子ども家庭センターの設置に伴い、保健師の重要性が増しており、健康増進、介護予防をはじめとする保健師の担当分野は拡大している。ところが、保健師はなかなか採用がなく、現職員は50歳前後が4名で、10年後には保健系の業務が執行できなくなる可能性がある。

以上のことから、保健師が、本来の保健師業務にのみ従事できるよう事務分掌の見直しを行う。

8. 町民の福祉の増進

福祉・保健・介護の分野から地方自治法第2条第14項及び甲良町総合計画基本目標3の実現を図る。

令和 7 年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	産業課
所 属 長 名	西村 克英

1. 課の基本方針

1. 農業経営基盤の強化
2. 農業者支援
3. 観光資源の整備と強化
4. 鳥獣害防止対策の推進
5. 中小企業への各種支援

2. 課の重点施策

1. 農業経営基盤の強化
 - (1) 農業者の減少や高齢化、遊休農地の拡大により、農地として適正に利用されなくならないために、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の進み具合を確認する。
(関連法令：農業経営基盤強化促進法)
 - (2) 環境保全型農業直接支払制度、更新時期となる世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業及び農業再生協議会に関する事業など、農村環境保全及び農業振興を図るための事業を進めていく。
2. 農業者支援
 - (1) 農業生産資材（肥料等）の高騰により、生産コストの上昇が農産物価格に転嫁できていない状況の緩和をするために、農業者支援などを通じて農業者の経営と農業生産の安定化を図る。
 - (2) 生産者の高齢化及び安全・安心な農産物の供給と需要のバランスが保たれるよう、農産物の充実を図る。
3. 観光資源の整備と強化
 - (1) 機会あるごとに甲良町をPRするために、イベントなどへの参画・積極的な SNS 活用を図る。そのためには、観光協会のパワーを発揮できるよう支援していく。
※通常イベント：津まつり、交流都市の観光と物産展（彦根）
 - (2) 町制70周年記念行事の企画を、道の駅やこうらウエルネス・ツーリズム、また、関係課及び関係団体とも協働し事業を進めていく。
 - (3) 道の駅について、令和3年6月に国土交通省より「防災道の駅」に選定されていることから、防災機能の強化を図る。
4. 鳥獣害防止対策の推進
 - (1) 令和6年度は農作物を荒らす動物が池寺を中心に広域で捕獲又は目撃されている。その対策として、猟友会へ追払いや駆除の委託、獣害電気柵の整備と効果の検証、住民との追払いの共同実施など総合的に対策を行い、実効性のあるものとし、長期的に対処を行っている。
 - (2) 鳥獣害に関する知識などを得るため、住民や職員などに研修会への参加を促していく。
5. 中小企業への各種支援
 - (1) 漫然と事業を行うのではなく、あらゆる差別に対してどう向き合っていくのかを考え、実践していく事業を行っていく。
 - (2) ハローワーク、呉竹センター、長寺センターとの情報連携を深め、現代の働き方改革の動向を注視し、仕事を紹介していくよう継続して進めていく。
 - (3) 商工会との業務連携を深めるためにも、産業課からの一方通行のかかわり方ではなく、双方方向からの連携を行う。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	建設水道課
所 属 長 名	村岸 勉

1. 課の基本方針

人口減少のなか、定住を支える確かな基盤と人と自然が共生できる安全安心な環境を整備し、住民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していく。

- 1) 上水道事業の水量・水質の確保及び経営の安定化
- 2) 公共下水道事業の健全で安定的かつ適正な事業経営
- 3) 道路公共交通の機能性向上および快適性、安全性の確保と災害への対応措置
- 4) 都市公園の利用促進及び維持管理の向上
- 5) 土木系技術職員の技能向上と後継者育成、技術職の確保
- 6) 町営住宅の適正な管理と改良住宅譲渡の促進
- 7) 住宅新築資金等貸付金の回収促進
- 8) 住宅用地開発および空家対策の推進
- 9) 地籍の明確化

2. 課の重点施策

1. 水道包括管理委託および上下水道整備維持事業
安定供給が可能な水道、まちの機能を維持する下水道および健全な経営を持続し、公共サービスを安定的に提供する。
2. 上下水道料金改定および上下水道料金未収金対策事業
上下水道事業の安定的な経営を行うため、料金改定についての検討を行い、持続可能な上下水道経営を行うとともに、未納料金については、法的措置を含め弁護士委任等を行い上下水道料金未収金の回収強化を行う。
3. 町道維持管理・社会資本整備交付金事業（道路関係【防災・安全】）
道路施設（舗装、付属物、橋梁）を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、道路の安全かつ円滑な交通を確保する。
4. 都市公園管理事業
住民のスポーツレクリエーションニーズに応えるため、施設の適正な維持管理を行うとともに、民間活力等を含め利用促進を行う。
5. 現場技術員委託事業
民間活力を導入し土木行政の推進を図り、行政サービスに努め、職員育成の効果も高める。
6. 住宅管理事業の推進
公営改良住宅の適正な維持管理修繕（用途廃止を含む）を行い、住宅使用料徴収を行うとともに、改良住宅については譲渡を推進する。
7. 新築資金回収事業
地区住民に対して貸付けた住宅新築資金等貸付金の収納・滞納整理を円滑に進めていく。（滞納者に対して督促等の通知、裁判所を利用した法的手続きの実施）
9. 住宅対策事業の推進
住宅の耐震化等を含め快適な住環境整備を推進するとともに、増加する空家の対策を行う。また、人口減少に歯止めをかけるべく、住宅用地開発を推進する。
10. 地籍調査事業
計画的な年次計画に基づく地籍調査の実施による、災害時に対応した土地の利活用の推進を行うとともに国道8号バイパス予定地の地籍事業の実施

令和 7年度 各課運営方針

所属名	長寺地域総合センター
所属長名	大野 正人

1. 課の基本方針

長寺地域総合センター（ふれあいの館）は、人権啓発及び東小学校区の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして運営を進める。

1. 相談事業

- ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望生徒が在籍する高校との連携
- ④教育相談の充実

2. 福祉事業

- ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進

3. 教育事業

- ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業
- ④人権啓発を目的とした現地研修

2. 課の重点施策

1. 相談に関する取り組み

① 職業相談

就労担当が窓口となり、彦根公共職業安定所、産業課と連携して対応する。

② 生活相談

センターが窓口となり、保健福祉課、社会福祉協議会と連携して対応する。

③ 教育相談

専門員が窓口となり、東小学校区の子どもを対象に各校園及び高等学校、子育て支援センターと連携して対応する。

2. 福祉に関する取り組み

高齢化社会の現状を踏まえて、高齢者福祉に力を入れた施策を行っていく。保健福祉課、社会福祉協議会とも連携して情報共有を行っていく。

① 隣保館デイサービス事業（ふれあい会）

② 地域サロン（長寿会）

地域のボランティアによる、高齢者の介護予防活動といつまでも地域で生き生きと暮らせる仲間づくりの集い活動を支援する。

③ 生活習慣病予防教室

④ コグニサイズ教室

3. 教育に関する取り組み

教育委員会、各校園と連携し、東小学校区内の教育に力を入れていくとともに、町外への啓発活動も行っていく。

① 学力補充教室（長寺塾の拡充:より多くの生徒を受け入れられるよう、講師数の確保に努める）

② 小中自主活動学級

③ 解放合宿（小学校6年生）

④ 現地研修 県内の小学校、中学校、高校職員の人権研修受入の中で、長寺区の歴史を踏まえる。「ゆずのだいどこ」で収穫した柚子の加工食品を試食提供することにより「ゆずのだいどこ」の啓発活動に繋げる。

令和 7年度 各課 運営方針

所属名	呉竹地域総合センター
所属長名	上田真司

1. 課の基本方針

1. 地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、地域住民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、その計画に基づいて事業を実施する。
2. 地域住民の自立支援を基本とし、関係機関およびボランティア等との連携を図る。
3. 常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営に努めるとともに、住民交流の拠点となるべく事業を実施する。
4. 地域住民のあらゆる相談に対応するための窓口を設置し、関係機関等との連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努める。
5. 地域住民の安定した生活を図るため、教育、福祉、就労等に必要な支援を行う。

2. 課の重点施策

1. 事業計画の策定
年度当初にセンター運営委員会を開催し、事業計画の協議を行い、事業計画を策定する。また、年度末にもセンター運営委員会を開催し、1年間の事業報告を行う。
2. 自立支援
住民、自治会、各種団体の相談や支援を行いつつ関係機関と連携し、自立・自主運営に向けたサポートに徹していく。
3. 人権啓発
(1) 人権啓発の住民交流の拠点となることを目的に実施している西学区研修会を充実させる。
(2) 人権に関する理解を広げるため、現地研修の受け入れや派遣による訪問研修に力を入れる。
4. 総合窓口の設置
人権、生活、福祉、就労、教育などあらゆる相談に対応できる窓口の間口を広げ、滋賀県・町・教育機関・人権センター・彦根公共職業安定所などの情報収集に努めると共に、関係機関への取り次ぎをはじめ相談の解決を図る。
5. 住民支援
(1) 甲良西小学校と連携し、自主活動学級による学習支援を行う。甲良中学校と連携し、学習塾による学習支援を行う。
(2) デイサービス事業の継続による高齢者の介護予防支援を図り、コグニサイズ教室による認知症予防支援を進める。いずれも保健福祉課と連携し、情報共有を図っていく。
(3) 気軽に就労相談ができる窓口を目指し、失業者の抑制、再就職の実現に力を入れる。産業課や彦根公共職業安定所、高校とも連携し、就労支援に向け取り組む。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	教育総務課
所 属 長 名	福原 猛

1. 課の基本方針

1. 教育委員会会議を運営し、甲良町総合計画および教育方針に基づき事務を遂行する。
2. 保護者ニーズの掌握に努め、幼小期の学習習慣定着の基礎づくりと保護者支援を実施する。
3. 子どもが安全でかつ快適に過ごせる施設整備の充実を図る。
4. 子どもの育ちを支援し、保育内容のさらなる充実に努める。
5. 保育の資質向上や職員の働き方改革を進める。
6. 妊娠期から切れ目なく安心・安定した子育てを支援する。

2. 課の重点施策

○ 教育内容の充実

幼児期、幼児世帯の家庭環境の在り方を課題として捉え、家庭支援・子育て支援の充実を目指し、子どもの学習意欲や家庭での学習習慣の定着、保護者への支援を進める。

幼児期の子どもたちが、学ぶことの楽しさ、学びで得られる達成感を実感できる事業の推進に努めるとともに、保護者に対しては、同年代の子どもをもつ保護者同士のつながりを構築し、子育ての悩み相談や、子どもへの接し方を学ぶ場を提供する。

○ 職員確保、働き方改革

こども園のICT化を推進し、園児の安全を確保するため出欠席の管理や指導要録をはじめ行動記録などを一律に管理し、園職員が情報共有できる体制を構築する。

また、保育教諭の文書管理ペーパーレス化、業務量の軽減を図る。

○ 子育て相談の充実

幼児から高校生相当までを対象に、保育・発達・学習・生活等に支援を要する子どもとその保護者に対し、個々の課題に応じた関わりを一緒に考え、発達相談・発達支援等、必要とされる支援を行う。

令和 7年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	学校教育課
所 属 長 名	橋本 善明

1. 課の基本方針

1. 教育委員会会議を運営し、甲良町総合計画および教育方針に基づき事務を遂行する。
2. A L Tの配置や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、児童指導相談員との連携により、教育環境の整備と充実を図る。
3. I C T教育、情報通信教育を推進するとともに、校務用P Cの活用等により、教職員の資質向上と働き方改革を目指す。

2. 課の重点施策

○ 教育環境の整備と充実

外国語指導助手（A L T）を小中学校に配置し、小学校における外国語活動を充実させると共に、幼稚園、小学校、中学校へとスムーズに学習がつながるよう連携を深める。

一人ひとりの心にひびく教育相談やふれあいを大切にし、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、児童指導相談員をはじめ、各関係機関との緊密な連携により、積極的、総合的な生徒指導の実践に努める。

○ I C T教育、情報通信教育を推進

I C T指導員を計画的に配置し、機器の設定や教職員の支援を行う。

また、望ましい教育環境を図るため、一人一台のタブレット端末や情報通信環境、教材、ソフトウェア等の整備に努め、G I G Aスクール構想を推進し、子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させる。

○ 教職員の資質向上と働き方改革

各校での研修には、講師を外部から招き、子どもの実態や本町の特色を鑑みた研修機会を企画し、本町教職員の資質向上に努める。

また、校務用P Cの活用や部活指導員の配置により、教職員の事務的な負担を減らし、働き方改革に努める。

令和 7年度 各課運営方針

所属名	社会教育課
所属長名	大山 一弥

1. 課の基本方針

1. 2025年「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催に向け滋賀県への協力と住民へ向けた機運の醸成に取り組むとともに、この機会を活用しスポーツ協会など関係機関と連携した生涯スポーツの推進を図る。
2. 地域の歴史文化の発掘と利活用に取り組む、住民の郷土に対する誇りやまちづくりに対する当事者意識の醸成を図る。
3. 「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」、「甲良町人権施策推進基本計画」を基本として町民一人ひとりの参加による明るく住みよい町の実現に向けて人権教育を推進する。
4. 住民のニーズに即した魅力ある学習講座等を企画し、本町の魅力を再発見できる学習機会の提供を行う。また、生涯学習に関する機関、施設の連携を図るとともに、社会教育施設（公民館・図書館）の活用を進める。

2. 課の重点施策

1. スポーツの振興
滋賀県が開催する2025年「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」のボウリング競技の運営について県とともに彦根市・犬上郡3町が協力して大会の成功に向けて取り組む。
また、この機会に甲良町スポーツ協会など関係機関と連携し、広く町民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる環境に向けて取り組む。
2. 地域の歴史文化の発掘と利活用
(1) 次世代を担う子どもたちに郷土への誇りと郷土を愛する心を育てるための事業を実施し、日常生活では体験しにくい自然環境・歴史景観の下で、様々な体験を通じた郷土学習等を進める。
(2) 発掘調査等を推進するため、県の協力を得ながら専門職員の育成を目指す。
3. 人権教育の推進
人権学習は一人ひとりが生涯にわたって「気づき」を得る学習の場として認識し、人権尊重の精神を日常生活に活かす活動を推進する。また、これまでの施策を継続するだけでなく、多様化、複雑化する人権問題に対応出来るよう必要に応じて事業の見直しを図る。
4. 社会教育推進体制の整備
(1) 住民のニーズに即した魅力ある生涯学習講座を企画し、豊かな心を培い、生きがいのある人生を送るための学習の場を提供する。
(2) 町民の生涯教育を支援し、図書資料をはじめとする情報を収集・整理・保存し、いきいきとした見やすい書架を構築、貸出し、暮らしに役立つ図書館づくりに努める。また、レファレンスサービスを提供し、町民の学びの意欲に応える。
諸行事を通じて図書館利用の向上を図り、文化的な暮らしの支援、交流の場としての図書館づくりに努める。
(3) 公民館及び図書館の維持・補修等に努め、快適に利用できる施設整備の充実を図る。

Ⅷ. 主要施策の概要（令和7年度新規重点事業）

1 新規重点事業一覧

令和7年度当初予算において、重点的に実施する事業としているもの、また新たに開始する事業の一覧となります。

※予算を伴わない事業であっても、関連の深い款・項・目を記載しています。

※各事業の予算額は、目内の各細節に計上された同一名称科目の予算金額を合算して記載しているため、予算書に関する説明書の説明欄の額とは異なる場合があります。

◎ 一般会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	名称	予算額
1	総務課	新規	02	01	01	事務事業調査業務	7,700
2	総務課	重点	02	01	01	職員給与改定	-
3	総務課	新規	02	01	01	町制70周年記念式典	1,139
4	企画監理課	重点	02	01	05	地域おこし協力隊事業	10,162
5	企画監理課	重点	02	01	06	自治体情報システム標準化対応事業	224,060
6	住民人権課	重点	02	03	01	マイナンバーカード有効期限に伴う暗唱番号・カード新規更新業務	8,858
7	税務課	新規	02	02	02	システム標準化に伴う地図システム更新業務	17,600
8	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	長寺総合センター費(各種相談)	-
9	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	長寺総合センター費(福祉事業)	3,062
10	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	長寺総合センター費(教育事業)	3,149
11	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	呉竹総合センター費(各種相談)	-
12	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	呉竹総合センター費(福祉事業)	1,997
13	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	呉竹総合センター費(教育事業)	2,579
14	保健福祉課	新規	04	01	01	歯周疾患検診事業	359
15	保健福祉課	重点	04	01	04	妊婦健康診査等事業	168
16	住民人権課	重点	04	02	01	粗大ごみ戸別回収事業	2,547
17	住民人権課	重点	04	02	01	一般廃棄物処理事業	54,677
18	産業課	重点	07	01	03	官民協働事業委託（観光・農業のローカルブランディングによるまちの活性化推進事業	3,000

19	産業課	新規	07	01	03	町制70周年記念事業	4,100
20	建設水道課	重点	08	01	02	地籍調査事業	17,428
21	建設水道課	重点	08	02	03	社会資本整備交付金事業（道路関係【防災・安全】）	55,000
22	建設水道課	重点	08	04	01	宅地用地確保事業	8,148
23	総務課	重点	09	01	02	消防団消防ポンプ自動車購入	31,198
24	総務課	新規	09	01	02	救急安心センター事業	22
25	総務課	重点	09	01	03	防災行政無線操作卓等更新業務	44,600
26	総務課	重点	09	01	03	地域防災計画更新業務	13,619
27	教育総務課	重点	10	01	02	子どもの学力向上支援・保護者支援事業	8,513
28	学校教育課	重点	10	01	03	不登校児童生徒支援事業	2,103
29	学校教育課	新規	10	01	03	甲良中学校通級指導教室設置事業	39
30	社会教育課	重点	10	01	04	町民人権問題学習講座実施事業	195
31	教育総務課	重点	10	01	05	ICT設備導入事業	2,311
32	学校教育課	新規	10	03	01	中学校留守番電話設置工事	715
33	社会教育課	新規	10	04	02	シニアの学び舎	171
34	図書館	重点	10	04	04	ブックスタート・ブックスタートフォロー・3歳絵本プレゼント事業	181

◎ 下水道事業会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	名称	予算額
35	建設水道課	重点	1	1	3	適正な下水道料金のあり方検討	10,150

◎ 水道事業会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	名称	予算額
36	建設水道課	重点	1	2	5	水道情報活用システム導入支援事業	10,100

2 新規重点事業計画書

上に示した新規重点事業の詳細は、次ページから。

整理番号	1
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	中山
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から
事業名(事項名)	総務一般管理費 (事務事業調査業務)				計画期間	令和 7 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項	1 目		令和 7 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町第三次財政健全化計画改善プログラム (事業精査の仕組みづくり、適正な定員管理)					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標5	持続性ある町政と開かれたまちづくり			
	政策	政策1	健全な行財政運営を推進する			
	基本施策	基本施策2	行政改革の推進			
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>本町では令和2年度に業務量の精査を行い、定数条例の改正を行った。その後、人材確保難やコロナ禍により行政を取り巻く状況が大きく変化しているところである。さらに当町では財政状況の悪化を受けて、令和4年度に財政危機宣言を発出後、第三次財政健全化計画を策定し、持続可能な行政運営を行うべく行政改革に取り組んでいる。</p> <p>このような厳しい状況の中、最小の経費で最大の効果を上げるために専門的知見を有する事業者により、各所属の業務量調査および現状分析を実施する。これらにより、客観的に可視化を行ったうえで、事務の改廃等を含めた業務効率化および人的資源の効果的な配分等の業務改革を行うことを目的として本事業を実施する。</p>					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>下記業務について事業委託により実施を行う。なお、詳細については受託者となった事業者の知見等を踏まえて協議のうえ決定する。</p> <p>1 業務量調査 全所属の全業務を対象に、業務量、業務処理フロー、処理に係る人口等を可視化するための調査を実施する。</p> <p>2 業務量および内容・性質の分析 下記の例のような視点から1の結果を分析する。 ・オンライン化や委託等の検討可能性やその効果(業務量や経費の効率化等) ・法令やセキュリティの制限により、アウトソーシング等ができないものの整理 ・業務自体の廃止可否の検討 等</p> <p>3 調査・分析結果を踏まえた事務事業の仕分けと改善策等の提案 2の分析を踏まえて下記のような視点から提案を行う。 ・各所属における業務量に対する必要人員 ・廃止・縮小することが望ましい業務 ・業務の遂行方法の効率化(DX化の推進等) 等</p>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・適性な人員体制の把握による定数条例の見直しを実施する。 ・事務事業精査の結果に基づき次年度以降の予算要求ルールの合理化を行い町財政の健全化を図る。 					
特記事項	本事業の趣旨・目的に鑑みると数年に1回の周期で定期的実施する必要がある。					

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					7,700	7,700
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役員費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
	その他				合計	7,700

整理番号	2
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	上野																											
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から																											
事業名(事項名)	総務一般管理費(職員給与改正)				計画期間	令和 7 年度から																											
事業科目	歳出	2 款	1 項	1 目		令和 9 年度まで																											
根拠法令・条例・その他計画	地方公務員法、甲良町職員の給与に関する条例・規則																																
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり																														
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する																														
	基本施策	基本施策 5	職員体制の整備																														
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する																														
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	1.	内発的発展に向けた 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進																														
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に基づき適当な措置を講じなければならないとされている。 複雑化・高度化する課題に対応できるよう専門的な知識や能力を身に着けた人材を育成する必要がある。 行財政運営を進めるにあたり、職員一人ひとりが意欲・やりがいを持って働き続けられる環境を整えるために必要な処遇を確保するもの。																																
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>主な改正内容</p> <p>■期末手当(実施時期:令和7年4月1日) 人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給割合を下記のとおり変更。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>6月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>令和6年度 期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.275月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.025月</td> <td>1.075月</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 期末手当</td> <td>1.25月</td> <td>1.25月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.05月</td> <td>1.05月</td> </tr> </table> </p> <p>■地域手当(実施時期:令和7年4月1日) 地域手当の支給区分を市町村単位から都道府県単位に変更。 激変緩和措置として、支給割合は段階的に引上げ予定。 滋賀県 5級地(4%)</p> <p>■扶養手当(実施時期:令和7年4月1日) ・配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を増額。 ・2年間で段階的に実施 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>現行</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> <td>3,000円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>子(1人当たり)</td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </table> </p> <p>■通勤手当(実施時期:令和7年4月1日) 支給限度額(150,000円/月)の設定 新幹線等※の特別料金等について支給減額の範囲内で全額支給。 ※新幹線等には、高速自動車国道を含む。</p>							6月	12月	令和6年度 期末手当	1.225月	1.275月	勤勉手当	1.025月	1.075月	令和7年度 期末手当	1.25月	1.25月	勤勉手当	1.05月	1.05月		現行	令和7年度	令和8年度	配偶者	6,500円	3,000円	廃止	子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円
	6月	12月																															
令和6年度 期末手当	1.225月	1.275月																															
勤勉手当	1.025月	1.075月																															
令和7年度 期末手当	1.25月	1.25月																															
勤勉手当	1.05月	1.05月																															
	現行	令和7年度	令和8年度																														
配偶者	6,500円	3,000円	廃止																														
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円																														
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	・令和7年度から地域手当が支給となり、またその他の手当においても改正があることから人事院勧告どおりに進められるよう必要な措置を講じる。																																
特記事項	・扶養手当について、令和8年度にかけて段階的に手当額の変更を行う。 ・地域手当について、支給割合4%となるよう段階的に変更を行う。																																

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	0
		主な特財内容					
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
その他				合計	0		

整理番号	3
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	総務課			担当者	宮寄
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から	
事業名(事項名)	総務一般管理費(町制70周年記念式典)				計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	2 款	1 項	1 目		令和 7 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画							
総合計画との整合性	基本目標						
	政策						
	基本施策						
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	昭和30年の町制施行から70年を迎える節目の年を町が一体となって、新たな時代に向けた変革や発展の契機とするため、甲良町町制70周年記念事業を行う。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>開催時期：令和7年11月8日(土) 場 所：甲良町公民館多目的ホール(予定) 来 賓：約50名(予定) 表 彰 者：約30名(予定)</p> <p>功労者表彰式等を予定</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	記念式典を契機に、本町の魅力を改めて認識するとともに、多くの町民が主役となり記念式典に参加することで新たな活力の創造と交流促進を図る。						
特記事項	町制70周年記念事業(イベント)開催 P58参照						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					1,139	1,139	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費	460	08旅費	
		10需用費	477	11役務費	51	12委託料	
13使用料及び賃借料		151	14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	1,139	

整理番号	4
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	企画監理課			担当者	山崎
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から
事業名(事項名)	定住化促進事業(地域おこし協力隊事業)				計画期間	令和 7 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項	5 目		令和 9 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	地域おこし協力隊設置要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標5	持続性ある町政と開かれたまちづくり			
	政策	政策2	住民と行政の協働を推進する			
	基本施策	基本施策4	自治基盤、まちづくり団体の育成・充実			
	重点PJ	重点①	若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	①農業従事者の高齢化と後継者不足の解消のため、町との協働により後継者育成に取り組む。 ②地方創生推進交付金を活用して整備した「和の家」については、「藤堂高虎公顕彰会」が平成29年に整備し運営を行ってきたが、来場者も少なく赤字運営が続いた。このため、観光協会職員として「地域おこし協力隊」を任用し、「和の家」の活性化を図り、NHK大河ドラマ「豊臣兄弟」放映に向けて藤堂高虎公のPR活動を行う。					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>隊員の雇用形態は、町の会計年度任用職員とする。</p> <p>①農業後継者の育成は、農業振興の観点から町産業課と連携し、専門的な知見を有する町内農業団体へ事業委託する。農業の基礎知識や栽培技術を学び、作物の定植、育成管理などの自営研修を行いながら、自主管理の比率を上げ、自営に向けた就農計画の準備を行う。</p> <p>②隊員の活動拠点は「和の家」とする。顕彰会からこれまでの運営状況と高虎公の歴史を学び、「飲食スペース」「かまど体験スペース」「資料展示スペース」「土産物陳列スペース」等の今後の活用方法を顕彰会、観光協会、行政と隊員とで検討する。</p> <p>◇隊員の活動期間は3年間とし、4年目からは自立をめざす。</p> <p>◇人件費(報酬) : 4,485千円 (1,483円×6時間×21日×12ヶ月×2人) 活動費(手当、委託料等) : 5,677千円 合計10,162千円</p>					
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	①3年間の活動期間経過後、本町に定住し就農されることを目標とする。 ②「和の家」年間来場者数を令和4年の約2千人から、3年後(令和9年度)に約5千人を目標とする。					
特記事項	定住促進のため、企画監理課予算ですが、隊員のサポート等は産業課所管にて行います。					

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					10,162	10,162	
	主な特財内容		特別交付税 隊員1人あたり520万円を上限				
	歳出内訳	01報酬	4,485	07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	2,920
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他	2,757			合計	10,162	

整理番号	5
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	企画監理課			担当者	川端	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から
事業名(事項名)	電子計算管理事業(自治体情報システム標準化対応業務)				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項	6 目		令和 7	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標5	持続性ある町政と開かれたまちづくり				
	政策	政策3	行政のデジタル化を推進する				
	基本施策	基本施策3	行政事務や会議の効率化				
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	3.	住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	国による自治体情報システム標準化(戸籍等20業務の全国統一化)に向け、県内6町共同での延伸も含めたシステム導入について検討を重ねてきたが、本町では延伸にかかるコストを考慮し、財政負担を最小限に止めるため、令和8年度本稼働をめざす。短い移行期間ではあるが、必要があれば課を横断した応援体制をとりながら全庁をあげて取り組む。さらに、現在利用している標準化対象外システムについても各課の聞き取り等を行い、利用終了や保守範囲の縮小によりランニングコストの削減を図ることとする。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>国が定めた自治体DX推進手順書のスケジュールに基づき、各業務の円滑な実施を進め、期限内移行をめざす。</p> <p>○主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ移行 ・文字の同定(システム内での文字の共通化) ・システム導入 ・運用テスト ・本稼働 <p>○標準化対象の20業務</p> <p>①住民基本台帳、②国民年金、③選挙人名簿管理、④固定資産税、⑤個人住民税 ⑥法人住民税、⑦軽自動車税、⑧国民健康保険、⑨障害者福祉、⑩後期高齢者医療 ⑪介護保険、⑫児童手当、⑬児童扶養手当、⑭子ども子育て支援、⑮生活保護 ⑯健康管理、⑰就学、⑱戸籍、⑲戸籍附票、⑳印鑑業務</p> <p>※福祉系の5業務については、新システムの開発遅延により移行困難として延伸することが決定している。 ⑨～⑪・・・1年延伸(R8. 10稼働予定) ⑫、⑭・・・2年延伸(R9. 10稼働予定) ※委託契約事業者：(株)ケーケーシー情報システム</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	令和8年4月1日から標準準拠システムを使用して滞りなく業務を行えるようにするため、住基関連システムは令和8年1月13日(火)、税関連システムは令和8年1月19日(月)本稼働を目指して作業を行う。						
特記事項	データ移行費等のイニシャルコストや本稼働までに発生する利用料についてはデジタル基盤改革支援補助金(標準化・共通化)の補助対象経費となるが、本稼働後に発生する費用については全額自治体負担となる。						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		144,541			79,519	224,060
	主な特財内容					
	デジタル基盤改革支援補助金(標準化・共通化)					
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費
10需用費			11役務費		12委託料	119,893
13使用料及び賃借料		100,867	14工事請負費		16公有財産購入費	
17備品購入費		3,300	18負担金補助及び交付金		19扶助費	
その他				合計	224,060	

整理番号	6
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	中江
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から
事業名(事項名)	マイナンバーカード有効期限に伴う暗証番号・カードの新規更新について				計画期間	令和 7 年度から
事業科目	歳出	2 款	3 項	1 目		令和 7 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標5	持続性ある町政と開かれたまちづくり			
	政策	政策3	行政のデジタル化を推進する			
	基本施策	基本施策1	行政手続きのデジタル化			
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	マイナンバーカードは平成27年(2015年)10月から個人への通知が開始され、翌28年1月から交付が開始された。令和7年度は、制度が始まって10年となり、カードの有効期限10年(新規申請が必要)と暗証番号の有効期限5年(再設定が必要)を同時に迎える人が多く見込まれること、また保険証や免許証の一体化に伴う対応も増加が見込まれることから、窓口対応が一層増加することへの対策が課題となっている。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行うか)	<p>マイナンバーカードの有効期限切れに伴う更新の通知は国(J-lis)から本人に発送される。10年期限による新規申請はマイナポータルを通じて基本的には本人が可能であるが高齢者の多い当町にあっては窓口での対応が多くなってしまふ。また暗証番号の5年更新は役場の窓口でしか対応できないため必然的に対応が多くなる。</p> <p>暗証番号の対象者は630人(令和6年度の実績(10月時点)は107人)を見込んでおり、窓口対応の負担が必然的に多くなる(なお暗証番号の更新は期限を過ぎてもできることから、更新忘れの人が必要に迫られて更新手続きに来ることがあり、当該分も含んでいる)。</p> <p>カード有効期限10年による新規更新については、対象者は200人(令和6年度506人見込み)を見込んでおり、前述のとおり国から更新の案内はされるものの、交付通知等は町が行う必要があり、事務負担が増加する。</p> <p>円滑な窓口対応のため、マイナンバーカード対応職員の確保を含めて体制づくりを行っていく。またマイナンバーにかかる諸手続きを原則予約制にして待ち時間軽減を図る。また、10年期限による新規更新の申請は役場に来ずとも本人の手続きでできることを周知し、更新に関する理解を町民に深めてもらう。</p>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	予約制により、1人30分程度で申請・更新手続きが終えられるようにし、対象者と窓口職員双方の負担軽減を図る。					
特記事項						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		8,858				8,858	
	歳出内訳	主な特財内容					マイナンバーカード交付事務補助金
		01報酬	2,184	02給料	2,277	03職員手当等	1,974
		04共済費	1,129	08旅費	51	10需用費	211
		11役務費	88	12委託料	89	13使用料及び賃借料	855
16公有財産購入費			17備品購入費		18負担金補助及び交付金		
その他				合計	8,858		

整理番号	7
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	税務課			担当者	大西	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から	
事業名(事項名)	システム標準化に伴う地図システム更新業務				計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	2 款	2 項	2 目		令和 7 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	地方税法第343条 固定資産税の課税						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり				
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する				
	基本施策	基本施策 1	健全な財政運営				
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	固定資産税システム（トピックスNEO）が標準化システムへ移行する際、システム間のデータ連携機能の改修が必要であり、地図システム（マルコポーロ）から固定資産税システム（トピックスNEO）へデータ連携する新たな連携機能システムの開発が必要となるため。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>固定資産（土地・家屋）の評価額の算出を行う地図データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲良町庁舎内にミエデンからデータサーバを移行（ハード機器購入） ・ 標準化システムへの地図システムのデータ移行 <p>※令和7年度中の住基・税系システムが標準化システムへ移行する際、同環境での実行が不可 →ガバメントクラウド環境へ移行</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	固定資産税（土地・家屋）の課税標準額の正確な算出・公正納税						
特記事項	地図システムの使用は、産業課（農地台帳）及び、建設水道課に影響。						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					17,600	17,600	
	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	17,600
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
その他				合計	17,600		

整理番号	8
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	長寺地域総合センター		担当者	岡見	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から	
事業名(事項名)	長寺センター費(各種相談)				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳入	3 款	1 項	2 目		令和 8	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造				
	政策	政策 4	労働・勤労を推進する				
	基本施策	基本施策1・2・3	雇用の確保と安定、勤労対策の充実、勤労福祉の充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	就労相談、福祉相談、教育相談を行い、東小学校区の地域住民の生活改善の向上の支援を行う。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①職業相談…就労担当が窓口となり、相談者の個々の状況に応じたアドバイスや情報提供が行えるよう常に職業安定所との連携を図り、相談を受けた人の一人でも多くの方が希望するところに就職できるよう支援する。 ②福祉相談…センターが窓口となり、保健福祉課、社会福祉協議会他、関係機関と連携して対応する。 ③教育相談…専門員が窓口となり、東小学校区の子どもを対象に各校園及び高等学校、子育て支援センターと連携して対応する。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	各種相談ともセンターに来られた方には個別面談を行い、寄り添った対応を行う。 令和6年度実績(11月まで) 職業相談75件(のべ90人) 福祉相談24件 教育相談180件(うち家庭訪問20件)						
特記事項	基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会 政策1 地域福祉・社会福祉を推進する 基本施策1 地域福祉の推進 基本施策3 ひとり親家庭への支援充実 基本施策5 相談・支援体制の充実 政策6 共生・人権を大切にする 基本施策1 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
						0	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	その他				合計	0	

整理番号	9
------	---

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	長寺地域総合センター			担当者	岡見			
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計			開始年度	年度から			
事業名(事項名)	長寺センター費(福祉事業)					計画期間	令和	6	年度から	
事業科目	歳出	3	款	1	項		2	目	令和	8
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会							
	政策	政策4	高齢者福祉を推進する							
	基本施策	基本施策2	介護予防・生活支援サービスの充実							
	重点PJ									
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分									
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	高齢者が年々増加している現状を踏まえ、身も心も豊かな健康な高齢者の育成が必要であるとともに、地域および人とひととの繋がり、ふれあいを深める。そのため、ふれあい会やcy長寿会では隣保館を利用して創作、軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める。長寿では地域のボランティアによる、高齢者の介護予防、講話、芸術鑑賞をとおして教養を深めるとともに、ふれあいを楽しむ。また、認知症予防のため、体操教室やコグニサイズ教室で認知機能の向上を目指す。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①ふれあい会…おおむね70歳以上を対象に創作・軽作業(おりがみ、年賀状づくり、綿棒アート)や日常生活訓練等(ミニ運動会、スポレク)をとおして身体機能の改善および介護予防に努める。外部委託で行う ②体操教室…おおむね65歳以上を対象に健美操という体操を通して認知症予防を行い、心と身体の健康を養う。委嘱で行う ③コグニサイズ教室…認知機能を高める課題に取り組みながら、効果的なエクササイズ(運動)で認知症予防を行い、保健福祉課と連携していく。委嘱で行う ④長寿会を運営する地域のボランティアへの指導、育成、助言を行う。									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	高齢者の増加とともに高齢者のみの世帯、独居老人も増えている。対象と思われる人に積極的に声かけをして参加を促し、閉じこもりや認知症の予防に努めるとともに、とりわけ認知症の疑いのある人は、保健福祉課と連携して善処していきたい。 令和6年度実績 訪問6件(各教室参加者合計2名) 令和7年度目標 訪問12件(各教室参加者合計5名)									
特記事項	長寿会は、音楽鑑賞、講話、食生活、地域の有志による読み聞かせ、舞踊等を実施後、自由に会話をして楽しい時間を過ごしている。運営等は地域ボランティアで実行できている。									

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		1,202		351	1,509	3,062	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 地域総合センター運営費等補助金					
		01報酬		07報償費	864	08旅費	
		10需用費	371	11役務費		12委託料	1,827
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	その他				合計	3,062	

整理番号	10
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	長寺地域総合センター			担当者	岡見		
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から		
事業名(事項名)	長寺センター費(教育事業)				計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	3	款	1		項	2	目
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」					
	政策	政策3	社会教育(生涯学習)を充実する					
	基本施策	基本施策2・5	地域や家庭における教育の充実、人権教育の推進					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開					
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	①長寺塾…東小学校区の中中学生対象に学習習慣の定着、低学力の克服及び高校進学等の進路保障の充実を図る。②小学校・中学校自主活動学級…たくましく生きる力や確かな学力の素地を養うため③小4飯盒炊爨…地域と各家庭の交流を目的に行うため④文化教室…地域の方に、楽しみと交流の場を提供し、生き生きとした地域生活を送れることを目的とするため⑤部落解放長寺小学校6年生合宿…集団での行動を通して規律を守り、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成のため							
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①長寺塾 中学3年生は週2回、中学1・2年生は週1回1時間30分で行う。5月～3月の間で実施。講師は町内の大学生に依頼し、志望校への全員合格と学力不足による中退者の減少、卒業を目指す。 ②小学校・中学校自主活動学級 小学生 東小学校と連携して行う。、また夏休み期間等に、学習会や交流会を行う。 中学生：中学校と連携して実力テスト前に学習会を行う。高校進学に向けての学習指導 ③小4飯盒炊爨 東小学校区の4年生を対象に、地域と各家庭の交流を目的に実施する。 ④文化教室 近隣店舗に事業内容を依頼し、地域の方を対象に各教室を実施する。 ⑤部落解放長寺小学校6年生合宿 長寺西区の6年生を対象に集団での行動を通して規律を守り、仲間の輪を広げ、自分の生き方や進路について、先輩と共に字の歴史や人権意識、部落差別の現実を学ぶことから、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成を目標とする。							
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	①長寺塾…高校進学率100%を目指すとともに、中途退学者を出さず、全員卒業できるように支援する。②小学校・中学校自主活動学級…引き続き学力向上を図る④文化教室…地域の参加者を定員100%まで募る⑤部落解放長寺小学校6年生合宿…学習することで、差別の理不尽さに気づき、差別に負けない、許さない、しないを目標に人間として生きる力を育てる。							
特記事項	基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」 政策2 学校教育を充実する 基本施策4 地域に開かれた学校づくり 基本施策5 人権教育の推進							

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		119		1,059	1,971	3,149
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 地域総合センター運営費補助金				
		01報酬		07報償費	2,390	08旅費
		10需用費	496	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	263	19扶助費
	その他				合計	3,149

整理番号	11
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	呉竹地域総合センター		担当者	橋本	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和	年度から
事業名(事項名)	呉竹総合センター費(各種相談)				計画期間	令和	6年度から
事業科目	歳出	3款	1項	3目		令和	8年度まで
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造				
	政策	政策4	労働・勤労を推進する				
	基本施策	基本施策1・2・3	雇用の確保と安定、勤労対策の充実、勤労福祉の充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	就労相談、福祉相談、教育相談などの窓口を設け、地域住民の生活改善及び向上のため支援を行う。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①就労相談…就労担当が窓口となり、相談者の個々の状況に応じたアドバイスや情報提供が行えるよう常に職業安定所との連携を図り、相談を受けた人の一人でも多くの方が希望するところに就職できるよう支援する。 ②福祉相談…福祉担当が窓口となり、保健福祉課、社会福祉協議会などの関係機関と連携して対応する。 ③教育相談…教育担当が窓口となり、西小学校区の子どもを対象に各校園及び高等学校、子育て支援センターと連携して対応する。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	受けた相談に迅速に対応し、結果に結びつける。館報を通して相談窓口の周知を強化する。						
特記事項	基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会 政策1 地域福祉・社会福祉を推進する 基本施策1 地域福祉の推進 基本施策3 ひとり親家庭への支援充実 基本施策5 相談・支援体制の充実 政策6 共生・人権を大切にする						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						0
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報償		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
		その他				合計

整理番号	12
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	呉竹地域総合センター			担当者	橋本	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和	年度から
事業名(事項名)	呉竹総合センター費(福祉事業)				計画期間	令和	6年度から
事業科目	歳出	3款	1項	3目		令和	8年度まで
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策4	高齢者福祉を推進する				
	基本施策	基本施策2	介護予防・生活支援サービスの充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>①デイサービスは脳トレや体操、創作活動、タブレットを使ったゲームやレクリエーションなど、介護予防運動に積極的に取り組むことにより自立を助長し生きがいを高めている。独居や日中独居の高齢者の安否確認や健康状態を把握し、地域のつながりにより欠席者の様子確認も行う。</p> <p>②コグニサイズは脳トレと運動を組み合わせた認知症予防運動であり、町民の介護予防の増進を図る。</p>						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>①デイサービス 概ね70歳以上の町民が対象。 事業は、事業所に委託。 毎月第1・3火曜日に実施。 事業所職員4名が事業を進行。</p> <p>②コグニサイズ教室 概ね70歳までの町民が対象。 教室は、事業所に委嘱。 隔週月曜日に実施。 時間は1時間30分。 事業所の運動指導員1名と補助員1名が教室を進行。</p>						
本年度における 成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	<p>①デイサービスは積極的に声かけを行い、参加を促し、閉じこもりや介護予防に努め、認知症の疑いのある方は保健福祉課と連携し善処していく。</p> <p>②コグニサイズ教室は参加率70%を目指す。</p>						
特記事項							

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費 内訳	歳入 内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		1,202		162	633	1,997	
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出 内訳	主な特財内容		地域総合センター運営費補助金			
		01報酬		07報償費	475	08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	1,522
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	その他				合計	1,997	

整理番号	13
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	呉竹地域総合センター			担当者	橋本				
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から				
事業名(事項名)	呉竹総合センター費(教育事業)				計画期間	令和	6	年度から		
事業科目	歳出	3	款	1		項	3	目	令和	8
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」							
	政策	政策3	社会教育(生涯学習)を充実する							
	基本施策	基本施策2・5	地域や家庭における教育の充実、人権教育の推進							
	重点PJ									
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8	次世代育成に向けた教育の展開							
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	①自主活動学級は西学区の小学生と中学生を対象に仲間づくり、体験学習、学力補充、学力向上を図る。 ②学習支援教室は西学区の中学生を対象に学習習慣の定着、学習環境の提供、学力向上、進学支援を図る。 ③児童生徒人権教育推進事業補助金は児童生徒に対して同和問題をはじめあらゆる人権問題について理解と認識を深め、「差別を見ぬく」、「差別に負けない」、「差別を許さない」、人権尊重の精神を培い育成する学習活動を行う団体の支援を図る。 ④文化教室は地域の方の楽しみと交流の場を提供することで町民の文化向上を図り、町民同士の友好関係を築く。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①自主活動学級 西学区の小学生と中学生が対象。 小学校は2学年(低学年・中学年・高学年)に分けて学期毎に3、4回開催。自主活動学級の目的を学び、ものづくり体験やレクリエーションや学習補充を行う。中学校は実力テスト前に年5回程度開催し、自主学習を行う。小中とも学校の先生の協力を得て実施。 ②学習支援教室 西学区の中学生が対象。火曜日と木曜日に実施。 中学3年生は週1回か2回かを選択、中学1・2年生は週1回で時間は1回1時間30分。 講師は主に町内の大学生。 ③児童生徒人権教育推進事業補助金 部落の完全解放を目指し、子どもの生活や進路を支援するため、子どもを取り巻く環境を整えて家庭・学校・社会が連携し、地域ぐるみの次代を担う人材を育成することを目的に活動している団体(子どもを守り育てる会「竹友」)に対する補助。 ④文化教室 町民のみ対象。 教室は、講師に委嘱。 年1回の文化教室を実施。時間は1回1時間30分。 講師1名が教室を進行。									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	①自主活動学級は小学生の参加満足度80%を目指す。 ②学習支援教室は中1・2年生は学習環境の定着を図り学力向上を目指す、中3年生は志望高校への進学実現を目指す。 ③児童生徒人権教育推進事業は一人でも多くの対象児童生徒が活動に参加し、活動を通して人権感覚を学び・高め、差別を許さない人間として生きる力を育む。 ④文化教室は受講者数10名を目指す。									
特記事項	基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」 政策2 学校教育を充実する 基本施策4 地域に開かれた学校づくり 基本施策5 人権教育の推進									

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		138		550	1,891	2,579	
	歳出内訳	主な特財内容					地域総合センター運営費補助金
		01報酬		07報償費	1,636	08旅費	
		10需用費	395	11役務費		12委託料	
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	548	19扶助費		
	その他				合計	2,579	

整理番号	14
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	保健福祉課			担当者	吉村				
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和	7	年度から		
事業名(事項名)	歯周疾患検診事業				計画期間	令和	7	年度から		
事業科目	歳出	4	款	1		項	1	目	令和	11
根拠法令・条例・その他計画	健康増進法第17条第1項及び第19条の2									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会							
	政策	政策2	健康(保健・医療)を推進する							
	基本施策	基本施策1	健康づくりの推進							
	重点PJ									
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分									
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	歯周疾患対策については、乳幼児期からむし歯予防を含む歯周疾患予防事業を実施しているが、まだ有病率が高く基礎疾患や生活習慣病との関連が高いことから、生涯にわたって歯、口腔、歯周組織の健康状態を検査し適切な指導を行い、健康意識の向上を目指す。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>対象者は、該当年度に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる住民(421名)</p> <p>彦根歯科医師会に委託し、毎年6月1日から翌年2月末日まで実施する。 対象者に、受診券を送付し、彦根歯科医師会に加入している医療機関で受診する。 受診結果通知と事後指導(歯科衛生士による歯科指導を実施)は、後日保健福祉課が行う。 実施内容は、厚生労働省「歯周病検診マニュアル2015」に基づく内容とする。</p> <p>①現在歯の確認 ②治療歯(補綴)の状況 ③歯周組織の状況 ④CPI(歯肉出血、歯周ポケット)判定 ⑤その他の異常(歯列咬合、口腔粘膜、顎関節)</p> <p>歯科衛生士による歯科指導を実施</p>									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	対象者のうち、10%の受診率を目指す。									
特記事項										

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		239			120	359	
	歳出内訳	主な特財内容	健康増進事業費補助金				
		01報酬	56	07報償費		08旅費	
		10需用費	50	11役務費	53	12委託料	200
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	359	

整理番号	15
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	保健福祉課		担当者	米田	
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から	
事業名(事項名)	妊婦健康診査等事業				計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	4 款	1 項	4 目		令和 7 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	母子保健法第13条 甲良町妊産婦健康診査等事業実施要綱						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策2	健康(保健・医療)を推進する				
	基本施策	基本施策2	母子保健事業の充実				
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	妊産婦健康診査等事業において、産婦の1カ月健診については、経済的支援と医療機関との情報連携ができ、早期からの支援が可能となった。令和7年度から出生児の1カ月健康診査についても、経済的支援と医療機関との情報連携ができ早期対応が可能となるため、市町が集合契約をする。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	妊婦健康診査等事業を委託している医療機関に1カ月健康診査の項目を追加する。 ①1カ月児健康診査の受診券の交付。生後6週までに受診することとする。1件5,500円。 ②実施医療機関から健康づくり財団を通して、町に請求。(妊産婦健康診査等と同様に実施) ③精密健康診査が必要な児は、実施医療機関から直接紹介される。 統一様式にて、結果は町に提出される。 ④フォローが必要な児については、既存のハイリスク連絡票にて医療機関から情報が町に提供される。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	すべての出生児が、1カ月健康診査を受診する。その結果を全数把握する。 必要な児のフォローを実施する。						
特記事項	19市町集合契約のため受診券、結果票の様式は統一。補助単価：個別健診は4,000円/人、集団健診は3,000円/人。補助率：国1/2、市町村1/2。 歳入(款14国庫支出金、項01国庫補助金、目03衛生費国庫補助金、節02保健衛生費補助金、細節02産後ケア事業補助金)：個別健診2,000円×30人=60,000見込。						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		60			108	168	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費	3	12委託料	165
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	その他				合計	168	

整理番号	16
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	森	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	粗大ごみ戸別回収事業				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	4 款	2 項	1 目		令和 10 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・甲良町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 甲良町手数料徴収条例						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町				
	政策	政策 2	環境衛生を大切にする				
	基本施策	基本施策 1	ごみ減量対策の推進				
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	粗大ごみについては、拠点回収として金属・非金属の別で各字年1回ずつ実施している。粗大ごみ排出量の削減と、住民の排出機会を増やすことを目的に令和6年度10月から戸別回収の受付を開始した。当該事業の令和7年度拠点回収への影響を確認する必要がある、今年度も事業を継続する。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	月3回(第1月曜、第3月曜、第3土曜)回収機会を設け、排出申込者から粗大ごみ1個につき1,000円の手数料を徴収し、排出用のシールを渡す。当該シールを排出物に貼り付け、申込者の自宅敷地内の道路沿いに置いてもらい、回収業者が申込のあった家庭を巡回して回収するもの。 回収可能な粗大ごみは、町内の家庭から排出される粗大ごみを対象としており、対象者は町民を基本としている。 当該事業の継続的な利用促進のため広報やHP等での啓発も合わせて行う。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	回収日1日あたりの申し込み件数3件以上、ひと月あたり排出ごみ数量10個以上を目指す。家具などを積極的に戸別回収で出してもらうことで、拠点回収でのかさ減、ひいては委託費の削減につなげる。						
特記事項							

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
				120	2,427	2,547	
	歳出内訳	主な特財内容 戸別回収手数料1千円×120個					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	2,547
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費			
その他				合計	2,547		

整理番号	17
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	森	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から
事業名(事項名)	一般廃棄物処理事業				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	4 款	2 項	1 目		令和 10	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・甲良町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町				
	政策	政策 2	環境衛生を大切にする				
	基本施策	基本施策 1	ごみ減量対策の推進				
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	9.	持続発展的な集落運営組織の構築				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	町内で発生する一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正な処理を実施しなければならない。 令和5年度の1日1人あたりの排出量は667g(目標値659g)であり、排出量の削減が課題。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①資源ごみ収集運搬業務【合特事業】 年3回の古着回収 ③不法投棄監視・収集運搬業務【合特事業】 月2回の不法投棄監視・収集 ⑤廃蛍光管運搬処理業務 家庭から出る使用済蛍光灯を処分する。 ⑦空きびん処理業務 空きびんを分別し、処理施設へ搬入する。 ⑨草・木くず処理業務 家庭及び自治会清掃等から出る刈草・剪定枝等を処分する。 ⑪水質検査業務【合特事業】 町内河川の水質測定・分析 その他、各課において実施している合理化事業計画に基づく支援業務 ②特殊廃棄物処理業務【合特事業】 年3回のがれき類等回収 ④粗大ごみ拠点回収(金属・非金属) 粗大ごみを各字につき1回ずつ回収 ⑥一般廃棄物収集運搬業務(ステーション方式) 家庭から出る可燃ごみ・不燃ごみの回収 ⑧小型家電処理業務 家庭から出る使用済小型家電を処分する。 ⑩動物死骸処理業務 へい死動物の運搬処理(小型・中型・大型)						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	令和7年度 甲良町1人1日あたりのごみ排出量 642g(目標値) (彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画) 令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量(1人1日あたり最終目標) 甲良町：元年度709g→13年度594g						
特記事項							

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳 ※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					54,677	54,677	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	54,677
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	54,677	

整理番号	18
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	産業課			担当者	沖野	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 3 年度から	
事業名(事項名)	官民協働事業委託(観光・農業のローカルブランディングによるまちの活性化推進事業)				計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	7 款	1 項	3 目		令和 11 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	ひと・まち・しごと地方創生総合戦略						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造				
	政策	政策 3	観光を振興する				
	基本施策	基本施策 2	観光振興の基盤整備、広域連携				
	重点PJ	重点①	若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	10.	住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>本事業は、甲良町内の企業、団体で構成する「こうら・ウェルネスツーリズム実行委員会」が2021年度から2023年度に採択を受けた地方創生推進交付金(横展開タイプ)実施計画(以下「地方創生実施計画」という。)である「観光・農業のローカルブランディングによるまちの活性化推進事業」を継続して実施し、これまで培ってきたまちの資源を見直しつつ、町にとっては新たなまちおこしの起爆剤となりうる「観光」・「農業」を切り口として横展開し、若者にとって魅力的なしごとや希望の持てる生活の場をつくり、町の活力を維持・向上することで町を取り巻く停滞的なイメージを変え、この変容を通じて、住民誰もが甲良町に誇りと自信を持ち、これからも住み続けたいまちであり、かつ周囲からも羨望のまなざしを向けられるまちをつくり、当町の地方創生を実現することを目的とするものである。</p>						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>2023年度地方創生推進交付金で採択を受けた事業を継続し、一括して実施するものとする。</p> <p>事業内容</p> <p>① SNS等を利用したプロモーション活動事業</p> <p>② お試し移住施設整備事業(七郎平邸)</p> <p>③ IOTを活用した農産物生産性向上事業</p> <p>④ 特産品開発および商品化</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	<p>現在、古民家「七郎兵邸」を農泊拠点とするための住環境整備を行っている段階であるので、令和7年度以内に人が泊まれる観光商品の展開を行うことを目標に設定する。</p>						
特記事項							

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					3,000	3,000	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	3,000
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	3,000	

整理番号	19
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	産業課			担当者	沖野
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から
事業名(事項名)	町制70周年記念事業委託				計画期間	令和 7 年度から
事業科目	歳出	7 款	1 項	3 目		令和 11 年度まで
根拠法令・条例・その他計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造			
	政策	政策 3	観光を振興する			
	基本施策	基本施策 3	観光PR、イベント企画			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	10.	住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	令和7年度が町制70周年を迎えることから、記念事業(イベント)を実施する。これまで夏まつりを実施して町民が唯一集える機会を持っていたが、台風やコロナ禍のため過去6年間実施できなかったことから、今回70周年記念事業を契機に夏まつりを復活したいと考えている。また、2026年の大河ドラマ「豊臣兄弟」で、藤堂高虎公がクローズアップされる予定であることから、4月末に在土で開催される「藤まつり」を充実して、町制70周年記念事業の第一弾として取り組みたい。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>①町制70周年記念事業 行政、商工会、観光協会等で実行委員会を立ち上げる。 会場：甲良町中学校グラウンド 時期：令和7年11月8日(土) 夏まつりをベースに内容を検討するが、NHK大河ドラマのPRも同時に行う。</p> <p>②在土「藤まつり」 4月末に在土で開催される「藤まつり」を、「70周年記念事業 藤堂高虎公藤まつり」として地元と観光協会、行政で中身を充実して開催する。 時期：令和7年4月27日(日) 内容：高虎太鼓の演奏、甲冑隊行列、高虎公江州音頭の披露、キッチンカーなど</p>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	町内外からの来場者数3千人を目指す。					
特記事項	次年度以降は、「甲良町秋まつり」として継続する。 町制70周年記念事業4,000千円。 高虎公藤まつりは100千円。地元顕彰会・観光協会・甲良町の連携で実施する。					

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳 ※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					4,100	4,100	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	4,000
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金	100	19扶助費		
	その他				合計	4,100	

整理番号	21
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	建設水道課			担当者	内田	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	平成 30 年度から		
事業名(事項名)	社会資本整備交付金事業(道路関係【防災・安全】)				計画期間	平成 30 年度から		
事業科目	歳出	8 款	2 項	3 目		令和 9 年度まで		
根拠法令・条例・その他計画	・社会資本総合整備計画(特定計画・道路法第29条(道路の構造の原則)第42条(道路の維持又は修繕)・道路構造令(技術的基準)・道路法施行規則(第4条の5の5 近接目視による5年に1度の点検)							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町					
	政策	政策 4	道路・公共交通を整備する					
	基本施策	基本施策 2	町道等の整備					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5	定住を支える基盤の確保					
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	道路施設(舗装、橋梁、付属物)を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、道路の安全かつ円滑な交通を確保する。							
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>【制度の内容】 社会資本整備総合交付金は平成25年度より、防災・安全対策によりインフラ再構築(老朽化対策、事前防災、減災対策)および生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援され現在も継続して交付金制度を活用している。交付金とは特定の目的をもって交付されるものであり本町においても長寿命化計画(老朽化対策)を作成し事業を実施している状況である。</p> <p>【計画策定状況】 橋梁：令和5年度橋梁長寿命化修繕計画 令和4年度橋梁点検 道路舗装：令和6年度路面性状調査(損傷・劣化等)、令和6年度舗装修繕計画 道路付属物：令和1年度 点検 平成26年度 道路付属物修繕計画 通学路対策：令和4年度 甲良町通学路交通安全プログラム 【協議会により見直し】</p> <p>【現在施設の状況】 道路：町道 1級 5路線 2級 12路線 その他 355路線 実延長約107km [R5.3.31] 橋梁：町道部72橋</p> <p>【今後の対策】 道路：路面損傷・劣化により修繕が必要な路線から事業を実施して維持管理に 取り組み、管理瑕疵を防止 橋梁：橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な事業実施 通学路対策：甲良町通学路交通安全プログラムに基づく対策実施</p>							
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	交付金を活用して道路施設の再構築を行い、正常な施設形態を確保することを成果とする。 橋梁：1橋(鍛錬橋)の未修繕部の修繕工事 舗装修繕：令和7年度は2路線を整備 通学路対策：【令和4年度】で補助完了							
特記事項	・道路舗装路面性状調査(損傷・劣化等)および道路修繕計画を令和6年度に行い、道路修繕計画により修繕計画の見直しを行う。 ・交付金の要望については積極的に行うが、この数年は当初内示割り当てが要望額に満たしていない。							

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		29,000	23,400		2,600	55,000	
	歳出内訳	主な特財内容	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金) 過疎債				
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	5,000
13使用料及び賃借料			14工事請負費	50,000	16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	55,000	

整理番号	22
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	建設水道課			担当者	佐々野
事業区分	重点(継続)	会計			開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	住宅対策事業(宅地用地確保事業)				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	8 款	4 項	1 目		令和 11 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	滋賀県都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準、第4次甲良町総合計画、甲良町国土利用計画、甲良町マスタープラン、甲良町空家等対策計画、農業復興地域の整備に関する法律					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策6	居住環境を整備する			
	基本施策	基本施策1	良好な居住環境の確保			
	重点PJ	重点①	若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	甲良町では滋賀県内で最も人口減少率が高く、少子高齢化の傾向が顕著に見られる。また、転出状況についても非常に多い状態が続いており、転出理由の一つに「町内に住宅用地がない」ことがあげられていることから今後の著しい人口減少を防ぐために、移住・定住促進のための住宅用地開発を行う。					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>令和6年度事業にてコンサルによる町内での土地利用状況や法規制、道路・交通状況、施設分布状況、住宅需要などから宅地開発候補地の選定を行いました。令和7年度では、宅地開発候補地の選定に伴い農振除外手続き及び地元協議を進める必要があるため、開発に係る必要な資料作成を行う。また、今後の開発申請において資料作成・基本設計・測量業務についてはコンサル業者を選定する。農振除外後は、宅地造成事業は地方公営企業法を用いるため、条例にて特別会計予算を定める必要があります。</p> <p>■開発申請に必要な資料作成業務(コンサル委託)複数年契約 ・コンサル委託費 54,857,000円 (開発にかかる全体経費のR7は初年度8,148千円) (R7は農振除外にかかるコンサル料を8,148千円 残は特別会計設置後46,709千円)</p> <p>■用地取得必要経費 ・不動産鑑定委託(令和7年度7か所を想定) 577,500円 ・所有権移転経費(農振除外後に特別会計にて債務負担行為対応) ・用地取得費用(農振除外後に特別会計にて債務負担行為対応) ・文化財調査費(所有権移転後) ・土地改良決裁金(土地購入後)</p> <p>■宅地造成費用</p>					
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	宅地造成に係る開発申請ができるように資料の作成					
特記事項	事業実施にあたっては、県の農政部局及び住宅施策担当部局との協議が必要。					

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					8,148	8,148	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	8,148
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	8,148	

整理番号	23
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	小林				
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和	7	年度から		
事業名(事項名)	非常備消防費(甲良町消防団消防ポンプ自動車購入業務)				計画期間	令和	7	年度から		
事業科目	歳出	9	款	1		項	2	目	令和	8
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本法									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町							
	政策	政策3	防災・生活安全を推進する							
	基本施策	基本施策1	消防力の整備							
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保							
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<input type="checkbox"/> 現状・課題： 本町消防団は、いすゞ製消防車(ポンプ車)と日野製消防車(タンク車)の2台消防車を保有しており、ポンプ車は約25年、タンク車は約17年経過しているところ。消防団用消防車の耐用年数は一般的に約20年とされており、ポンプ車はこれを大きく経過してしまっている状況であり、また改正道路交通法により3トン以上の車両は中型免許が必要となったこと、かつマニュアル車であることから、運転できない団員の増加が見込まれる。 <input type="checkbox"/> 目的： オートマチック車かつ普通免許で乗車可能な消防車への更新を行うことにより、消火活動に影響を及ぼす可能性を排除する。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<input type="checkbox"/> 事業概要： ・消防団員を対象に消防車を更新し、火災等の災害から町民の生命、財産を守る。 ・導入する消防車については、その機能を消防団や消防署とも協議し、普通免許で運転可能なオートマチックトランスミッションの消防車とする。 <input type="checkbox"/> スケジュール 令和7年7月～8月 入札 令和7年8月～9月 落札業者と打合せ 令和8年時期未定 中間検査 令和9年3月末まで 納入									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)										
特記事項	消防車本体の整備費用については緊急防災減災事業債(充当率100%普通交付税算入率70%)の発行が可能。 令和7年度及び8年度の2か年事業として債務負担行為の計上を行う。									

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
				31,100			98
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					緊急防災減災事業債
		01報酬		07報償費		08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料		
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費	31,198	18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	31,198	

整理番号	24
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	小林				
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和	7	年度から		
事業名(事項名)	非常備消防費(救急安心センター事業(#7119)負担金)				計画期間	令和	7	年度から		
事業科目	歳出	9	款	1		項	2	目	令和	11
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本法									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町							
	政策	政策3	防災・生活安全を推進する							
	基本施策	基本施策1	消防力の整備							
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保							
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<input type="checkbox"/> 現状・課題： 滋賀県内における救急搬送人員のうち約56%が軽症者となっており、比較的軽症な患者の救急要請が救急出動件数の増加につながっている。 <input type="checkbox"/> 目的： 地域の限られた救急車や医療機関などの資源を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援することで安心・安全を提供する。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<input type="checkbox"/> 事業概要： 住民が急な病気やケガの際に、『救急車を呼んだほうがいいのか(呼ぶべきか)』『今すぐ病院に行くべきなのか』などで迷った際に、医師や看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる仕組みとして、滋賀県が主体となって365日24時間稼働する救急安心センター事業(以下、「#7119」と言う)を実施するもの。 <input type="checkbox"/> 利用方法： ・固定電話、携帯電話を問わず、#7119へ電話することで、常駐する看護師に対し、相談が可能。 ・医師に関しては規定時間があるが、場合によっては時間外でも対応できるような仕組みになっている。 <input type="checkbox"/> 運用スケジュール 令和7年6月 滋賀県において業者決定 令和7年10月 #7119運用開始 <input type="checkbox"/> 費用負担 事業総額約1,000万円(半年分)の1/2を県が負担し、残り1/2を人口按分により県内市町が負担。									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)										
特記事項	県内全市町で令和7年10月より運用									

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						22
※職員人件費(パートタイム以外)除く	主な特財内容	※1/2特別交付税措置				
		01報酬		07報償費		08旅費
	10需用費		11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	22	19扶助費	
	その他				合計	22

整理番号	25
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課		担当者	小林	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 7 年度から	
事業名(事項名)	防災費(防災行政無線操作卓等更新業務)			計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	9 款	1 項		3 目	令和 7 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本法					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する			
	基本施策	基本施策 2	防災体制の整備			
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>□経緯： 現在運用中の町防災行政無線は、平成23年度に主要部分が更新されて以降、10年以上1度も更新されていない。このため、メーカーにも部品在庫がなく故障した場合、修理が不可能となり、災害等非常時に利用が危ぶまれる。</p> <p>□現状・課題： 10年以上更新されていないため老朽化が進んでおり、維持のためメンテナンスは可能な限り行っている。しかし、機械部品に欠品も生じ、万一故障した際は、一部の器機は交換することができない恐れがある。</p> <p>□目的： 防災行政無線は町行政から各種の情報を災害時のみならず平時においても町民に伝えることができるツールであり、甲良町では戸別受信機、屋外無線局ですべての地域にお知らせが届くように網羅されている。しかし、老朽化が進んでいるため、災害発生時に情報が届かず、町民の生命、財産を守ることができない可能性がある。このことから、町防災行政無線を更新し、情報を確実に伝えるために整備していくもの。</p>					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>□事業概要： ・基幹設備である基地局(役場)の更新(操作卓、遠隔制御装置、通報通話交換サーバ) ※操作卓：録音や全体モニタリングを行う設備 ※遠隔制御装置：屋外スピーカー、戸別受信機の起動などの指令を出す装置 ※通信通話交換サーバ：操作卓・遠隔制御装置と屋外スピーカーやJアラートとの間を仲介するシステム</p> <p>・各集落公民館や町施設に設置の子局の更新(各施設で録音している装置)</p> <p>・電波状況を確認した上で、屋外子局(屋外スピーカー)の増設を検討</p> <p>□スケジュール案 令和7年6月 契約 令和7年12月まで 機械設備製造 令和8年1月から 設置工事 令和8年2月から 通信テスト 令和8年3月末 事業完了</p>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)						
特記事項	整備費用については緊急防災減災事業債(充当率100%普通交付税算入率70%)の発行が可能。					

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
			44,600			44,600	
	歳出内訳	主な特財内容		緊急防災減災事業債			
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	44,600
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	44,600	

整理番号	26
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	小林	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から	
事業名(事項名)	防災費(甲良町地域防災計画更新業務)				計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	9 款	1 項	3 目		令和 8 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本法、甲良町防災会議条例、甲良町災害対策本部条例 等						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町				
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する				
	基本施策	基本施策 2	防災体制の整備				
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<input type="checkbox"/> 現状・課題： 令和2年度に甲良町地域防災計画を更新し、令和7年度で5年が経過する。この間、令和6年1月発生の能登半島地震や豪雨災害など今までの事例とは異なるような災害が発生しており、現行の甲良町防災計画やそれに基づく対応マニュアルの規定では漠然とした部分があり、実際の災害の際に職員が対応できないことが懸念される。 <input type="checkbox"/> 目的： 時期に適合した内容の防災計画、対応マニュアルへ更新し、災害発生時に職員が適切に対応できる体制構築を図る。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<input type="checkbox"/> 事業概要： ・甲良町地域防災計画を更新し、火災等の災害から町民の生命、財産を守る。 ・前回改正移行の法令改正等への対応、国・県計画との整合を図る。 ・更新にあたっては、可能な限り漠然とした計画、マニュアルではなく、具体的な行動や数値等を記載し、実効性の高い計画とする。 <input type="checkbox"/> スケジュール 令和7年9月 仕様書作成 令和7年11月 入札 令和9年3月末 防災計画・対応マニュアルの改定完了						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)							
特記事項	令和7年度及び8年度の2か年事業として債務負担行為の計上を行う。						

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						13,619
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
	その他				合計	13,619

整理番号	27
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	教育総務課			担当者	山田	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から
事業名(事項名)	子どもの学力向上支援・保護者支援事業				計画期間	令和 7	年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項	2 目		令和 7	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町総合計画、教育大綱						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策3	子育て支援・家庭支援を推進する				
	基本施策	基本施策2	家庭養育支援の体制整備				
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>全国的にも低位にある小中学生の学力向上を図ることはこれまでから喫緊の課題とされてきたところであり、その対応策の1つとして乳児期・幼児期世帯の家庭環境の充実を図ることを目的に実施する。</p> <p>今年度を実施した就学前の子どもの保護者に対する調査においても、学力向上支援施策や相談支援、保護者間の交流支援等のニーズが示されたことから、本事業を継続的に実施したい。</p>						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○子どもの学力向上支援事業(両地域総合センター、隔週土曜日)</p> <p>①対象者 甲良町に住民登録がある4歳から5歳までの未就学児および小学校1年生</p> <p>②事業概要 遊びを通じての学習支援(文字や数字に親しむ活動等)及び親子ふれあい教室等を実施する。</p> <p>○保護者支援事業(両地域総合センター、隔週土曜日)</p> <p>①対象者 子どもの学力向上支援事業の対象となる子どもの保護者</p> <p>②事業概要 子育て講座、親子ふれあい教室、保護者交流会や子育て相談等を実施する。</p> <p>③その他 保護者支援事業については子育て支援センター等町機関との連携を行いつつより効果的な実施方法を検討していく。</p> <p>☆令和6年度の参加状況 ・参加申込人数25/対象人数119=参加率21% ・開始当初は15名程度であったが、保護者間の口コミ等により参加者は増加傾向にある。</p> <p>☆参加者増に繋げる取り組み ・活動内容等を掲載した案内チラシを作成し、広報する。</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	参加率を50%とし、家庭内においても子どもと一緒に学習する習慣に心掛けてもらう。						
特記事項							

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		3,500			5,013	8,513	
	主な特財内容		子ども子育て施策推進交付金 補助率1/2 補助上限3,500千円				
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	8,513
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
その他				合計	8,513		

整理番号	28
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	教育総務課			担当者	吉田		
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から		
事業名(事項名)	不登校児童生徒支援事業				計画期間	令和 7 年度から		
事業科目	歳出	10 款	1 項	3 目		令和 9 年度まで		
根拠法令・条例・その他計画	第4次総合計画 (P70) 基本施策2 教育環境の整備と充実							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」					
	政策	政策2	学校教育を充実する					
	基本施策	基本施策1	教育内容の充実					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	全国的に不登校児童生徒数が増加する中で、従来の環境下においては学ぶことが困難であった児童・生徒に対し、学習環境をサポートする職員の配置促進が求められており、国による配置支援の補助金も制度化されている。 こうした要請を受け、甲良町では不登校児童生徒が学校に通い、クラス以外の居場所をつくり、多様な学びを提供できる環境を整えるため、不登校児童生徒支援員を配置する。							
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	不登校児童生徒の対策として甲良西小学校に1人、甲良中学校に1人配置する。 R6年度には甲良西小学校に2名、甲良中学校に4名の不登校児童生徒がおり、中学校では、不登校の生徒が増加傾向にある。その対策として不登校児童生徒が、学校に通うことができるようサポートし、相談・指導できる体制を整える必要があるため、支援員を配置する。 不登校児童生徒支援員 (パート) 給与 : 1,338円×週/15h×4週×11ヶ月×2人=2,009,007円 費用弁償 : 4,200円×11ヶ月×2人=92,400円							
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	不登校児童生徒に対して学びの機会と居場所を保障し、不登校児童生徒を減らす。							
特記事項								

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳 ※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		1,012			1,091	2,103	
	歳出内訳	主な特財内容	校内教育支援センター学習指導員配置支援事業補助金 【補助上限】1校あたり1,600円×週/15h×4週×11ヶ月 1校分 (予算の範囲内で交付)				
		01報酬	2,010	07報償費		08旅費	93
		10需用費		11役務費		12委託料	
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	2,103	

整理番号	29
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	学校教育課			担当者	山田		
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から		
事業名(事項名)	甲良中学校通級指導教室設置事業				計画期間	令和 7 年度から		
事業科目	歳出	10 款	1 項	3 目		令和 7 年度まで		
根拠法令・条例・その他計画	学校教育法施行規則第140条及び141条							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」					
	政策	政策 2	学校教育を充実する					
	基本施策	基本施策 2	教育環境の整備と充実					
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	愛知・犬上郡で通級指導教室は小学校で4校設置されているが、中学校では豊日中学校1校のみで、愛知・犬上郡の通級指導該当生徒は、現状では豊日中学校への入級となる。しかし、豊日中学校の通級指導教室に通う生徒数は標準定数を大幅に越えている状況が続いているため、甲良中学校に新たに通級指導教室を設置し、愛知・犬上郡の北部に位置する甲良中学校・多賀中学校・秦荘中学校(秦荘東小学区)の生徒を受け入れる拠点として通級指導を進める。							
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	設置場所 甲良中学校内 R6.9 令和7年度 新規通級指導教員の配置について申請 R6~7. 随時 費用負担について関係町教委協議(教育次長会等) R7.3 設置に向けた準備作業 備品、消耗品等の調達、設置作業 具体的な時期については、新規通級指導教員の配置が許可され次第決定する。 ☆教室時間 一人当たり週1回で1時間程度(定員数:13名) ☆R6年度 通級教室利用生徒数 豊日中:11名 多賀中:3名 甲良中:2名 愛知中:4名 秦荘中:4名							
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	令和7年度以降4年間の児童生徒数の推移(甲良中学校に通うと思われる生徒数) 年度 R7 R8 R9 R10 人数 13 15 20 13							
特記事項								

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳 ※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					39	39	
	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費	39	12委託料	
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	39	

整理番号	30
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	社会教育課		担当者	藤井	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から	
事業名(事項名)	町民人権問題学習講座実施事業				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項	4 目		令和 9	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例・甲良町人権施策推進基本計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策 3	社会教育(生涯学習)を充実する				
	基本施策	基本施策 5	人権教育の推進				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>平成6年12月に制定された「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」の第1条にある町民一人ひとりの参加による明るく住みよい”せせらぎ遊園のまち甲良町”の実現に寄与することを目的に、町の責務として必要な施策を積極的に推進する。また、行政のすべての分野において町民等の人権意識の高揚に努め、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題について、広く学習する機会を設け、住民一人ひとりの人権が保障され、多様な価値観や生き方が認められる社会の実現をめざす。</p> <p>全住民が対象であるが、例年、同じ方が何度も参加する傾向にあり、多くの住民が参加したいと思う講座を企画する。</p>						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>対象者:甲良町に在住、在勤されている方</p> <p>開催時期:9月～10月に全3回の開催。</p> <p>手法:人権に関する時事ネタをテーマに取り入れ町民等それぞれが主体的に学び合うことができるよう参加型学習を企画立案。情報をわかりやすく提供することに留意し、全町民・自治会・企業事業所へ毎年6月に開催される各部会ごとの会議時にPRできるよう早期に広報等を活用し広く周知していく。</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	<p>町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中で態度や行動に結びつく人権感覚を身につけ、多くの町民に人権意識の向上を図る。</p> <p>1講座平均60人～70人を目標とする。</p>						
特記事項							

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		65		90	40	195	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費	150	08旅費	9
		10需用費		11役務費	36	12委託料	
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	その他				合計	195	

整理番号	31
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	教育総務課			担当者	山崎	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	ICT設備導入				計画期間	令和 7	年度から	
事業科目	歳出	10 款	1 項	5 目		令和 7	年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画 (P68~P69)							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標5	持続性ある町政と開かれたまちづくり					
	政策	政策3	行政のデジタル化を推進する					
	基本施策	基本施策3	行政事務や会議の効率化					
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分							
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	園児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、望ましい教育環境の実現を図るためICT環境の整備・導入に努める。 R6年度にLAN整備、R7年度にタブレット導入し、園児の出欠・行動記録などをリアルタイムで一律管理できるようにし、職員の時間外を減らしていく。							
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	【対象】 甲良町東西こども園 【手段・手法】 東西こども園に校務支援システムを配備することで、園児の行動記録等を現場でタブレットで記録・管理する。 また、その記録データをリアルタイムで園職員全体で共有することで迅速な情報伝達を可能にし、職員の時間外勤務の削減に努める。 全体コスト ・保育システム用タブレット14台(関連備品含む) 1,398千円 保育システム使用料(年額) 456.5千円×2園= 913千円 1,398千円+913千円=2,311千円							
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	東西こども園において校務支援システムを利用できる環境を整え、園児の安全管理を負担なく園職員全体で行える体制を整え、行動記録簿のペーパーレス化を推し進める。							
特記事項								

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						2,311
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料	913	14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費	1,398	18負担金補助及び交付金		19扶助費
	その他			合計	2,311	

整理番号	32
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	学校教育課			担当者	山田									
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から									
事業名(事項名)	中学校留守番電話設置工事				計画期間	令和 7 年度から									
事業科目	歳出	10 款	3 項	1 目		令和 7 年度まで									
根拠法令・条例・その他計画	30文科初第1497号(平成31年3月18日)学校における働き方改革の取組の徹底について第4次総合計画(P70) 基本施策3 教職員の資質向上と働き方改革														
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」												
	政策	政策2	学校教育を充実する												
	基本施策	基本施策3	教職員の資質向上と働き方改革												
	重点PJ														
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分														
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	近年、教職員の長時間勤務が社会的問題となっている中、本町の教職員も退勤時間が遅いのが現状であり、その要因として放課後の保護者対応があり、教職員の多忙化解消に向けた業務の見直しとして、中学校に留守番電話を導入する。 (小学校は導入済み)														
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○小中学校の超過勤務時間比較(各年4~6月教員1名あたり平均)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・甲良東小学校</td> <td style="width: 33%;">・甲良西小学校</td> <td style="width: 33%;">・甲良中学校</td> </tr> <tr> <td>R5 58.42h</td> <td>R5 68.69h</td> <td>R5 63.64h</td> </tr> <tr> <td>R6 46.93h(△19.7%)</td> <td>R6 49.12h(△29.9%)</td> <td>R6 66.95h(+5.2%)</td> </tr> </table> <p>○導入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 小学校 2校(導入済) ・令和7年度 中学校 1校 <p>○文科省の[学校における働き方改革の取組の徹底]方針に基づき、留守番電話の設置方策をとる。令和5年度末に両小学校で先行して留守番電話を導入したところ、超過勤務削減に一定の効果があったことから、時間外の電話対応による超過勤務の改善のため、中学校にも留守番電話の設置を行う。</p> <p>○留守番電話の時間帯 平日：午後6時から翌日午前7時40分まで 休日：終日(授業や学校行事がある場合は除く) 長期休業期間(春季・夏季・冬季)：午後4時45分から翌日午前8時15分まで</p>						・甲良東小学校	・甲良西小学校	・甲良中学校	R5 58.42h	R5 68.69h	R5 63.64h	R6 46.93h(△19.7%)	R6 49.12h(△29.9%)	R6 66.95h(+5.2%)
・甲良東小学校	・甲良西小学校	・甲良中学校													
R5 58.42h	R5 68.69h	R5 63.64h													
R6 46.93h(△19.7%)	R6 49.12h(△29.9%)	R6 66.95h(+5.2%)													
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	目標：令和8年中学校の超過勤務時間4~6月 前年比△20% ※集計時期の都合上、比較時期を4~6月としている。														
特記事項	導入実績：彦根市、多賀町、愛荘町、日野町 他														

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳 <small>※職員人件費(パートタイム以外)除く</small>	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					715	715	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費	715	11役務費		12委託料	
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	715	

整理番号	33
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	社会教育課		担当者	藤井	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 7 年度から	
事業名(事項名)	シニアの学び舎				計画期間	令和 7 年度から	
事業科目	歳出	10 款	4 項	2 目		令和 10 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	社会教育法						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策 3	社会教育（生涯学習）を充実する				
	基本施策	基本施策 1	社会教育推進体制の整備				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	人口の高齢化が進み人生100年時代が到来する中、住民一人ひとりが生き生きと輝いて生きることができる社会づくりの実現を目指し生涯学習の充実が叫ばれてきている。甲良町では、以前から老人クラブを中心に老荘大学を進めてきたが、令和元年度から対象を全町民に広げ町民大学と名称を変更しその充実に努めてきた。本講座では、共につどい共に学びあう中で、それぞれが生きがいや地域の良さを発見し、社会参加に向けての意識を高めること目的としこの事業を実施する。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>対 象 者:甲良町在住のシニア世代(65歳以上)および町外のシニア世代</p> <p>開催時期:8月から12月までの全4回の学習講座を開催する。 (※多くの行事が重なる11月は実施しない。)(原則毎月第1火曜日)</p> <p>講義内容:「生活・くらし」「健康・福祉」「歴史・文化」「生きがい」の中から特にシニア世代の関心が高いテーマを設定し、学びや生きがいの創造を図る。特に「生きがい」については、参加者の関心が高いテーマのため幅広い分野の中から著名な魅力ある講師を招聘。また、「健康・福祉」では保健福祉課や社会福祉協議会と連携を図り、事業内容が重複しないよう差別化を図る。道の駅をはじめ地域総合センター、各分館等にチラシを設置し、事業を周知するとともに多くの参加者を募る。</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	受講生が共につどい共に学びあう中で、各々が生きがいや地域の良さを発見し、社会参加に向けての意識を高めること目的とし、講座内容により多少はあるが、平均30名を目標とする。						
特記事項							

2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						171
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	01報酬		07報償費	160	08旅費
		10需用費	11	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
		その他				合計
						171

整理番号	34
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	図書館			担当者	高橋	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	平成 18	年度から
事業名(事項名)	ブックスタート(H18～) ブックスタートフォロー(H28～) 3歳児絵本プレゼント(R1)事業				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	10 款	4 項	4 目		令和 10	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	・図書館法 ・第4次甲良町総合計画 ・教育方針 ・子ども読書活動推進計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策3	社会教育(生涯学習)を充実する				
	基本施策	基本施策2	地域や家庭における教育の充実				
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<ul style="list-style-type: none"> ●町内全ての子どもに、乳幼児期より継続的に手が届く身近に絵本がある環境をつくる。 ●絵本を通して親子のコミュニケーションと絆が深まることを啓発し、豊かで幸福な家庭環境をサポートする。 ●心身ともに健やかな子どもの成長を支援する。 ●図書館サービスを周知し、利用を促す。 						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> ●ブックスタート 保健福祉センターの4ヶ月健診時に、赤ちゃん絵本、コットンバック、図書館利用案内、赤ちゃん絵本リスト等を手渡しし、赤ちゃんに読み聞かせをおこなう。赤ちゃんが絵本を楽しむ様子を見てもらいながら、親子のコミュニケーションが深まることを伝えていく。 ●保健福祉課の2才6ヶ月健診時に同上の時間を設け、年齢にふさわしい絵本を選定し、親子1組ずつ時間をかけて手渡す。図書館の紹介、絵本の読み聞かせ等をおこない、積極的な図書館利用を促す。 ●親子、家族での図書館来館、利用促進をはかり、身近に本がある環境を整えられるよう、3歳の誕生日をむかえる子どもに絵本を手渡す。また、児童室等館内を案内し、利用者カード作成やおはなし会等の周知に努める。 <p>ブックスタート(新生児) 2,050×1.1×30人=67,650 ※新年度の新生児数について確定はできないため、過年度3年を考慮した数値です。 ブックスタートフォロー 1,800×1.1×30人=59,400 ※実数は28人ですが、転入等考慮し30人とします。 3歳絵本プレゼント 1,800×1.1×27人=53,460 ※実数は25人ですが、転入等考慮し27人とします。</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	<ul style="list-style-type: none"> ●ブックスタートフォロー時においてアンケート(R6～)を継続し、事業検証、対象者とのコミュニケーション、家庭での読み聞かせを推進する。 <p>回収目標：90%以上</p>						
特記事項							

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳 ※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					181	181	
	主な特財内容						
	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費	181	11役務費		12委託料	
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費			18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	181	

整理番号	35
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	建設水道課			担当者	丸山
事業区分	重点(継続)	会計	03下水道会計		開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	適正な下水道料金のあり方検討				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出(資本)	1 款	1 項	3 目		令和 13 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町下水道事業経営戦略、下水道法他、甲良町下水道条例他、甲良町公共下水道使用料条例他、社会資本整備総合交付金等における重点配分要件他					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策 5	上下水道を整備する			
	基本施策	基本施策 3	上下水道事業の経営の安定化			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>・ 甲良町の下水道事業は、これまで下水道使用料の改定（消費税率の増税は除く）は行っておらず、今後は、少子高齢化や原材料等の価格高騰による経費の増加が見込まれるなか、下水道事業の経営を持続するために、下水道使用料改定の実施や広域化・共同化による事業に取り組む。</p> <p>・ 下水道使用料の改定に取り組むなかで、琵琶湖流域下水道東北部処理区第7期経営計画（令和7年度から施行）に基づき、処理単価が値上げになることから、改定時期を急がなければならない状況となった。</p>					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>1) 下水道使用料の改定</p> <p>・ 上水道と連携し、料金・会計システムの導入を行い、適正な料金を徴収する。</p> <p>・ 下水道事業の安定的な運営を図るため、点検費用と修繕費用が貯蓄できる適正な料金に向けた審議会の開催を実施する。</p> <p>1) 広域化・共同化による事業</p> <p>・ 管路施設の点検費用や修繕費用の縮減方法を広域化・共同化事業で検討する。</p> <p>現行基本料金：1,200円/10m³</p>					
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	・ 令和7年度で料金改定を行う。					
特記事項	・ 人口減少等により、下水道使用料も減少する傾向であるなか、料金改定については、持続的、安定的な事業を継続していくため、定期的に使用料の見直しの必要性を検討する。					

2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		5,000		5,150		10,150	
	歳出内訳	主な特財内容		下水道使用料			
		01報酬	150	07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	
13使用料及び賃借料			14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費	10,000	18負担金補助及び交付金		19扶助費		
	その他				合計	10,150	

※職員人件費(パートタイム以外)除く

整理番号	36
------	----

令和 7 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	建設水道課			担当者	寺居	
事業区分	重点(継続)	会計	12水道会計		開始年度	令和 6	年度から
事業名(事項名)	水道情報活用システム導入支援事業				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出(資本)	1 款	2 項	5 目		令和 13	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町水道経営戦略						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町				
	政策	政策 5	上下水道を整備する				
	基本施策	基本施策 3	上下水道事業の経営の安定化				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	平成14年度にフレッシュ水道事業が完了したのちに水道料金の値上げを段階的に5回行うこととなっているが、現時点において、2回の値上げで留まっている。今後は、少子高齢化や原材料等の価格高騰による経費の増加が見込まれ、水道事業の安定的な経営を持続するために料金改定の検討・協議を行うとともに決算統計や予算における財務諸表(予定貸借対照表・損益計算書)の作成が行える会計・料金システムの導入し、業務の効率化を図る。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>1) 上水道事業の経営の安定化に必要な設備投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営企業会計システム共同化協議会に参加し水道標準プラットフォームを活用した会計・料金システムの新たなシステムの導入を行う。 <p>(更新に伴う検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム更新費用や保守等の費用についても高額となることから補助金等の活用を踏まえながら料金改定のタイミングが重要である。 <p>2) 上水道事業の経営の安定化に向けた料金改定の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の水道使用推移や維持管理のかかる費用を踏まえ、収支計画を作成し料金改定の時期を見定める。 ・ 改定率や値上げ幅等については、水道事業運営委員会を開催し受益者や学識経験者等の意見を参考に行う。 <p>現行基本料金 (H11. 7. 1改定) : 1,500円/10m³ (税抜)</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	・ 水道事業の安定的な運営を図るため将来の料金改定に向けた運営委員会の開催を実施し、意見を聴取する。						
特記事項	・ 現在、滋賀県主導により水道事業の広域化・共同化の取組みを実施しているが、人口減少に伴う水道料金の減少や施設の稼働率の低下を軽減するために近隣町(特に犬上3町)で水道事業に業務(事務レベル)での広域化・共同化について継続的に協議を行う。						

2. 予算概要

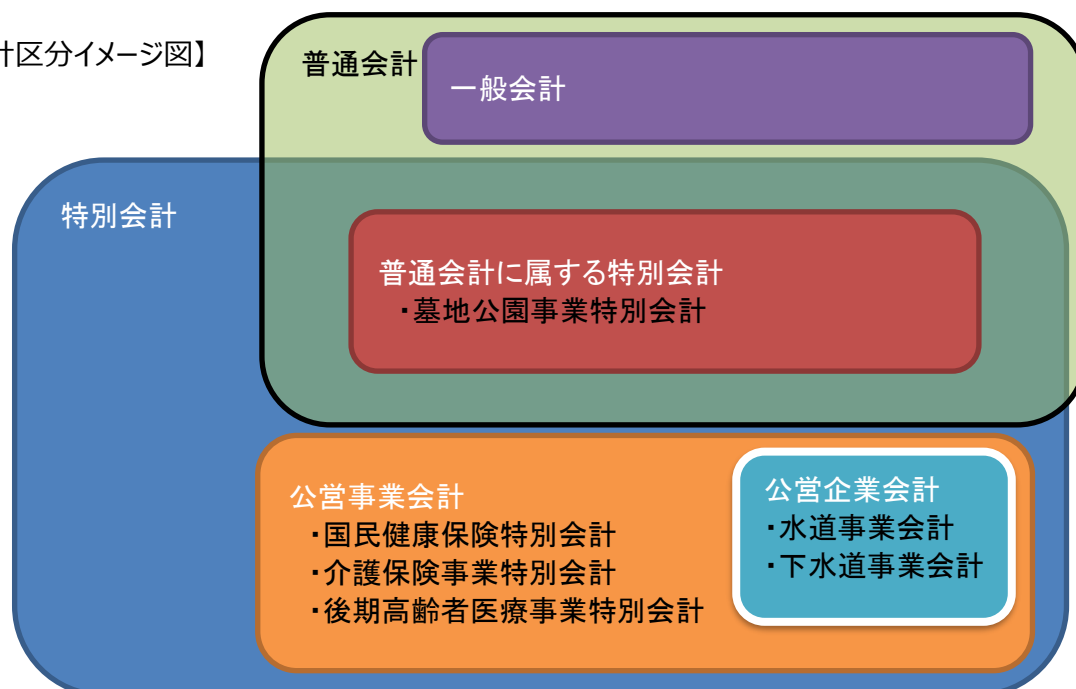
(単位: 千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		5,000		5,100		10,100
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容	水道情報活用システム導入支援事業補助金・水道使用料			
		01報酬	100	07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費	10,000	18負担金補助及び交付金		19扶助費
	その他				合計	10,100

《 参考資料 1 》 『財政用語の説明』

- 一般会計： 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税（町民税や固定資産税など）を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。
- 特別会計： 特定の歳入（国民健康保険税など）をもって特定の歳出（保険給付費など）に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。墓地公園事業会計は普通会計に属する特別会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のような公営企業会計に区分されます。
- 公営事業会計： 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。
次のように分類されます。
①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等
③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業
- 公営企業会計： 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、水道事業と下水道事業に企業会計を設置しています。
- 普通会計： 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、墓地公園会計を合算したものととなります。

【会計区分イメージ図】



- 標準財政規模 : 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。
- 基準財政収入額 : 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。
- 基準財政需要額 : 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にある行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一定の方法によって合理的に算出した額。
- 財政力指数 : 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと判断されます。(基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の平均値)
- 実質収支比率 : 標準財政規模に対する実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額)の割合
- 積立金現在高比率 : 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の積立現在高の割合
- 地方債現在高 : 各年度末における町債の未償還元金(借入れた元金のうち、返済が済んでいない)額
- 地方債現在高比率 : 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合
- 実質公債費比率 : 普通会計の一般財源に占める公債費(下水道事業会計・一部事務組合の公債費負担分を含む)の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。
- 公債費負担比率 : 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
- 経常収支比率 : 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかの比率
- 将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高(=公営事業会計+一部事務組合等+地方公社・第三セクター等の分を含む)が標準財政規模の何倍あるかを示す比率。350%を越えると早期健全化団体となり、財政健全化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要があります。
- 総計予算主義の原則 : 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない(地方自治法第210条)」と定められており、歳入と歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主義」はとっていません。

- 予算単一主義の原則** : 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されています。ただし、例外として特別会計が設けられています。
- 予算統一の原則** : 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。（地方自治法第211条）」
- 予算事前議決の原則** : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています（地方自治法第211条）。
- 予算公開の原則** : 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその内容を住民に公表すること（地方自治法第219条）となっているほか、年2回以上財政状況を公表するように定められています（地方自治法第243条の3）。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と11月に財政事情を公表しています。
- 会計年度独立の原則** : 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（地方自治法第208条）」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。
- 繰越明許費** : 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。
- 一般財源** : 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源（町税、地方交付税、地方譲与税など）です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。
- 特定財源** : 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源（国庫支出金、県支出金、町債など）を言います。
- 基金** : 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。
 - ①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金
 - ②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金
 - ③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基金。甲良町では一般会計で7基金を積み立てています。
 その他定額で運用している基金として土地開発基金があります。

《 参考資料 2 》

甲良町訓令第 3 3 号

所属長 各位

令和 7 年度予算編成方針を次のとおり定めるので、適切な予算要求を期する。

令和 6 年 1 0 月 1 8 日

甲良町長 寺本 純二

1. 予算編成の原則

町を含む地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ相互的に実施する役割を広く担うものとされている（地方自治法第 1 条の 2 第 1 項）。

また、地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている（地方自治法第 2 条第 1 4 項）。

これらのことから、甲良町財務規則第 5 条に定める予算編成の原則を厳守し、より精度を高めた上で要求すること。

（甲良町財務規則第 5 条）

予算は、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準により経費を算定するとともに、財源を正確に捕そくし、かつ、経済の現実に即応する収入を算定してこれを編成するものとし、もって健全財政の確保に努めなければならない。

2. 甲良町第 3 次財政健全化計画（改善プログラム含む）に基づく取り組み

「甲良町第 3 次財政健全化計画（令和 4 年 1 0 月）」を策定し、行財政改革委員会の監視のもと設定した目標に向け、令和 6 年度は本計画を具体化するための改善プログラムを策定したところである。

すべての職員は、財政健全化計画の本旨を理解し、財政健全化を真に実行に移すため、改善プログラムに基づく取組を進めるとともに進行管理を行い、予算要求へ反映されるよう求める。

3. 第 4 次甲良町総合計画（総合戦略含む）、甲良町持続可能な地域づくり計画に基づく事業構築

第 4 次甲良町総合計画は、令和 3 年度から令和 1 2 年度を期間として、町が行う施策の基本方向を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、人口減少対策、地方創生のためのまち・ひと・しごと総合戦略の位置づけも内包される町の最上位計画である。

したがって、当該計画に基づく事業の推進と予算編成は一体でなければならない。

このため、各所属で所管する事業すべてにおいて、法律等に基づき実施する業務、

《 参考資料 2 》

あるいは総合計画に定める4つの重点プロジェクト、5つの基本目標（26政策）のいずれによるものか整理したうえで事業を実施すること。

また、本町が令和4年4月1日付で過疎地域に指定されたことを受け策定した「甲良町持続可能な地域づくり計画」は、本町がこの状況を脱却するため取り組むべき施策を提示したものである。人口減少下における持続的発展のため、この地域づくり計画の適切な実行が求められることを理解すること。

なお、これらの計画に基づく事業推進は無制限の歳出拡大を意味するものでなく、財政規律の確保は常に行われている必要があることに留意すること。

加えて、いずれについても、その成果指標について、毎年度の進捗状況を明らかにすることが必要であることから、KPIを含む事業の進捗状況は、別途、計画を所管する企画監理課が取り纏めを進めること。

4. 重点施策の推進

地方公共団体のすべての業務は、地方自治法第1条の2に規定されるように地域社会全体を安定・向上させ、住民の福祉（幸福）を増進させることを目的としている。

住民の福祉の増進のために必要なことは、それぞれの施策が着実に前進するよう取り組みを進めることであり、令和7年度については、次の4つの事業を重点的に進めることとする。

(1) 災害に強い町づくり

防災センター新設	広域防災拠点とする道の駅の整備
災害弱者への支援	連絡道路の整備（国道8号～307号）
公共施設や道路、橋梁等の老朽化対策	

・総合計画該当項目

- 基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町
- 政策3 防災・生活安全を推進する
- 政策4 道路・公共交通を整備する

・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目

- 4. 住民の日常生活を支える交通網の整備
- 5. 定住を支える基盤の確保

(2) 人口減少、少子高齢化対策

子育て世帯や若い年代の人口増加対策	住宅用地創出（尼子駅周辺）
若者が住みやすく満足度が高くなる施策の実現	
住み慣れた地域で暮らし続けられる公的な支援や医療、介護サービスの提供	
時代に合った集落自治の取組支援	

・総合計画該当項目

- 基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会
- 政策1 地域福祉・社会福祉

《 参考資料 2 》

- 政策 2 健康（保健・医療）
- 政策 3 子育て支援・家庭支援
- 政策 4 高齢者福祉
- 基本目標 4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町
- 政策 6 居住環境
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
 - 重点プロジェクト② 新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備する・発信する
 - ④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
 - 5. 定住を支える基盤の確保
 - 6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備
 - 9. 持続発展的な集落運営組織の構築

(3) 農業、建設業（基幹産業）の実情に応じた支援

付加価値の高い農作物や特産品の開発を進め、全国にPR（地域活性化）

中小零細企業への経営体質強化、人材不足、事業継承支援（地場産・業建設業）

- ・総合計画該当項目
 - 基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造
 - 政策 1 農業
 - 政策 2 商工業
 - 政策 4 労働・勤労
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
 - 重点プロジェクト① 若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する。
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
 - 2. 地域活性化のための産業振興と雇用創出

(4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

住民の利便性を向上させ、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の推進

- ・総合計画該当項目
 - 基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり
 - 政策 3 行政のデジタル化
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
 - 重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目

《 参考資料 2 》

3. 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進

これらの重点項目については、それぞれ担当所属を中心に事業推進のための事業計画を策定すること。

5. 各所属運営方針に基づく事業の推進

町の事業は、総合計画において定められた町の将来像を定めた基本構想やその実現のためまちづくりの指針となる基本計画で示された推進施策・基本目標に基づき、実施されるべきものである。

しかし、職員がこれらの基本目標を共通認識し、理解を深めないと実現は難しいため、管理職は基本目標を理解したうえで、その達成のため各所属において行うべきことを明確にして、所属員へ明らかにすることが必要である。

これにより所属員は、その担当する分野における基本目標の理解深化や意識改革とともに組織力の向上が図られると考える。

このため、町としての組織目標を各所属における政策目標に落とし込むとともに、各所属の運営の方針を定められたい。

この「運営方針」等の策定により、それぞれの所属の使命の再確認と説明責任の確立に向けた取り組みにつながり、行政の透明性の向上、職員の意識改革や資質の向上につながることを期待する。

以上の方針により、総務課長が発出する令和7年度予算編成要領に基づく予算要求に対し、全体のバランスや後年度への影響を加味し、令和7年度予算の編成を行うこととする。

なお、教育委員会にあつては、地方自治法第180条の2、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、第22条第6号、第24条、及び第29条の趣旨により理解されたい。